

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（458）

2. 日時：令和5年2月21日 13時30分～15時40分  
15時50分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、

大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与  
技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

鈴木技術研究調査官※、武智技術参与※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー、他14名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第26条（原子炉制御室等）技能1.16／第59条

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 6. 0）

（3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 6. 0）

（4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第24条 第26条 原子炉制御室等）

（5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第26条

原子炉制御室等

- (6) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 4. 1)
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r. 5. 0)
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 5. 0)
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 4. 1)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r. 5. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 5. 0)
- (12) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 第26条 原子炉制御室等
- (13) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- (14) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の上田です。それでは時間になりましたので、本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は泊発電所3号炉の設置変更許可に係る、
0:00:11	ヒアリングになりますと、
0:00:14	本日は、
0:00:16	原子炉制御室についてですと、
0:00:19	キツヤ説明を事業者からお願いします。
0:00:24	はい北海道電力芝田です制御室、本日は26条59条、1. 116等をご用意してますが26条から
0:00:33	順番に説明させていただきたいと思います。また、資料について参照プラント、明らかになっていないというふうなことを、
0:00:41	Dと見直したところやはり適正化が必要だということのことで適正化リストというものをご用意してますんで、各条文でこれらについてもご説明させていただきたいと思います。
0:00:52	まず26条を星野からご説明差し上げます。
0:00:59	北海道電力の芳野でございますよろしく願いいたします。
0:01:03	まず私の方からですね、
0:01:06	26条2回目のヒアリングとなりますので、1回目のヒアリングの際にコメントいただいた内容についての回答をさせていただきたいと思ます。
0:01:17	資料の方は、資料の2-3になってございます。
0:01:22	こちらの記載をですね適正化したという修正の部分につきましては、説明の方と割愛させていただいて、そすで2、
0:01:34	25ありますけどもそのうち10項目程度、説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:01:41	まずナンバー1ですね、こちら有毒ガス関係ですけれども、有毒ガス全般に関して、敷地内固定原価ドウゲンの有無及び稼動元の現場対策の有無について先行プラントの状況も含めて整理し、泊としての
0:01:57	記載を適正化して説明することと。
0:02:00	いうところ。
0:02:02	それからですね有毒ガス関係と、まとめて説明させていただきたいと思ますけれども、2番3番はちょっと適正化ということで割愛させていただきます。ナンバー4番。
0:02:12	有毒ガスに燃焼ガスを含めるプラントは、他にあるのかと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	確認の上そういう理由を充実化すること、また先行審査実績である、新生児期実績として記載の充実の
0:02:27	観点から記載されているのであれば、記載の適正化をすることというこの2点についてまず、ご説明をさせていただきます。
0:02:38	北海道電力の1社でございます。私からですねこの資料2-3のですねナンバー1の有毒ガスのお話ですね、ご回答させていただきます。こちらですね2月6日のTACのヒアリングでもですね、
0:02:51	同様のコメントをいただいております、詳細は誘導活動ヒアリングで説明することということでご指摘いただいておりますけれども、TMCRの方でもですね、
0:03:02	設置後に記載される本文の方もですね、適正化が必要ということで、今回ご説明いたしまして、詳細は朝ですね、室岡さんヒアリングで、
0:03:12	ご説明させていただきたいなと思っております。
0:03:15	回答概要の方ですねご覧ください。回答概要の方ですね、
0:03:21	先行プラントの状況を表で整理しましてそういう理由を充実化させましたというところを記載してございます。
0:03:27	比較表で言いますと、26のですね8、8ページのですね、一番下の方になりますけれども、すでに許可をですね出ているプラントウとですね泊の比較ということで、
0:03:37	引き津波来低減と、敷地内可動元その敷地の稼働減に対して、対策をするかどうかというところと、敷地外固定のですね、状況をまとめてございます。
0:03:48	こちらのですね整理を踏まえまして当社のですね、方針をどう書くかというところを検討しまして、ですね、ちょっと1ページめくっていただきまして、26のですね、9ページになります。
0:04:01	こちらのバックフィットの要領クラスの範囲と困っているところですね、段落でいうと、下から三つ目ぐらいのですね、また固定元の誘導活動後に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、
0:04:13	現場の状況を踏まえて評価条件を設定するというところで、
0:04:17	ここに及び稼働元というですね単語を入れていたんですけども、こちらご指摘を踏まえまして、及び稼働元をですね、消しまして、そのスクリーニング評価を実施しないというところで、稼働元はこちらのですね、構文から削除したと。
0:04:31	いうところでご指摘の対応と、
0:04:33	いうところとさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	またですねそういう理由のところですね、
0:04:39	赤字にしています。東海第二課担当ですねそういう理由ですけども、一番最後で及び敷地内可動部については、漏えい時の防護措置をとることによる相違と、記載してございますがこちらちょっと及び稼動元を削除したことでですね、
0:04:53	この層理も不要となりますので、こちらですねこの層理様子をですね削除するというので、
0:05:00	資料のですね6-1で本日お配りしている、記載のですね修正の適正化予定率の方でもですね、記載させていただいてございます。
0:05:09	コメント回答率のナンバー1については、以上でございます。
0:05:14	ナンバー4のですね
0:05:18	資料2-3のNo.4につきましても続けてご説明させていただき、いただきます。何ら4は、燃焼ガスをですね誘導活動を含めているプラント他にあるのかというところで、
0:05:28	専攻確認の上、どうするかというところでございます。
0:05:33	こちらをですね比較表で言いますと、26のですね
0:05:38	10ページになります。いくつかあるんですけども、代表性26-10ページでご説明いたします。
0:05:44	こちらですね、
0:05:46	26-10ページっても、そういう理由で記載しましたけれども、ちょっと各社ですね記載がまちまちであったということがですね実態でございます。燃焼ガス等単語を用いていないプラントが、関西ですとか柏崎。
0:06:01	有毒ガスっていう映像活性炭後用かつという単語を用いていないところが、島根と東海第2というところで、この記載については各社ばらつきがあったものをですね、
0:06:12	燃焼ガスという単語をですね泊としては記載しまして、燃焼ガスばい煙有毒ガス及び降下火砕物というところで、対象とするものですね明確化して記載しよう。
0:06:25	いうところで、こういった考えに立つと、女川とですね同じ記載になるというところで、女川とのですね相違はなくなったというところで、コメント回答としてはですね以上です。
0:06:42	続きましてナンバー5、ナンバー6でございますけれども、この2件につきましては記載を適正化したということで説明の方につきましては、割愛をさせていただきたいというふうに思います。
0:06:57	続きまして7、次のページですねナンバー7になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:02	ナンバー7それからNo.七、八と、合わせてちょっとご説明させていただきたいと思えますけれども、まずナンバー7 アニュラス空気浄化ファンについて、
0:07:12	号機も衛生設備であり、電源等が健全な場合において使用する意図があるならばそのことを取りまとめた資料及び相違理由に記載することと、
0:07:23	No.8、上記に関してA型が同様な、AとBを区別して記載するという説明を行っているのであれば、伊方の記載も比較表に示して説明すること。
0:07:36	本件について、どこだ、ご回答させていただきます。
0:07:42	北海道電力の鍋田でございます。本件につきましてですね26条の比較表の取りまとめた資料の4ページをご覧くださいと思います。
0:07:53	取りまとめた資料4ページの方ですね2-2 設備運用の相違というところで黄色枠で囲ってございますけれども、ニュアンス、空気浄化設備に関する総論につきまして、
0:08:05	大井さん養護34号と高浜34、伊方さんと泊さん、この4プラントです。
0:08:11	それぞれの相違について並べて泊が、いずれの方針も各社、それぞれ各先行プラントがあるということをお示したようにちょっと表の方拡充してございます。
0:08:22	そのうちですね今のご報告コメントといたしましては、上から2個目のですね、
0:08:27	全交流電源電源、または直流電源を喪失した場合に開放可能な排気弁の系統というところがございますけれども、
0:08:35	こちら一番右の3号の考え方のところの、
0:08:39	上から4個目のポツになりますけれども、こちらについて相違自体は今までも記載してたんですけれども健全な場合にはA Bどちらも使うのでS AとしてS位置づけるということで明記させていただいております。
0:08:54	こちらが今ナンバー7番のご回答でして、続きまして7番8、No.8につきましてもニュアンス関係ですので、
0:09:02	こちらの表です。整理の方をしております、
0:09:05	江藤高浜と伊方それぞれの方針にいずれ、いずれかのプラントについていっているということで記載してございまして、
0:09:14	ちょっとこちらの指摘はですね26条ではあるんですけれども、アニュラス空気浄化設備はS A関係ということでちょっと59条の方で、
0:09:22	ご説明させていただきたいんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	申し上げます 59 条の比較表のほうになります。
0:09:28	資料 3-5 の比較表の方で、
0:09:32	下ページ 59 の 16 ページです。
0:09:51	1 ページ 59 の 16 ページ。
0:09:54	こちらが 2 ポツの原子炉格納施設の構造及び設備というところの記載になってございまして、
0:10:02	こちら、衛藤泊が B ポツ重大事故時の後ですね、括弧、ちょっと読みづらくなっておりますけれども交流、
0:10:10	電源が健全な場合と括弧 B で書き分けているという部分ですけれども、こちら隣真ん中の女川の欄になりますけれども、こちらにですね伊方の記載を貼りまして、
0:10:21	伊方さんも同じように書き分けていますということで比較ができるような、比較表に修正の方して参りました。
0:10:27	またですね次のページですね、17 ページの方に行っていただきますと、
0:10:33	こちらはですね泊檀とおいらんはそのまま泊と大井を張っているんですけども、女川欄の方にちょっと紙面の関係で高浜の方も同じように貼らせていただきまして、
0:10:44	こちらを読んでいただくと高浜は A 系の、下から 6 行目 7 行目ぐらいになるんですけども、
0:10:50	高浜は A と A 系の弁というふうに、江藤竹井で、
0:10:56	弁をかけるというのが読めるという
0:10:59	ところで記載のほうを追記させていただいております。
0:11:03	はい。本件については以上です。
0:11:08	続きまして No. の 9 の方に移らせていただきます 9 につきましては、記載を適正化させていただいたということで、説明のほうは割愛させていただきます。
0:11:19	続いてナンバー 1011、13 をちょっと合わせてご説明させていただきたいと思っております。ナンバー 10 番ですけれども、地すべりがある嶋では、
0:11:32	地すべりの範囲や写真を掲載していることから同等の情報量の資料とすることと、
0:11:38	いうこと、それから 11 番につきましては、この監視カメラのうちかきこカメラは、台風足を 36 メートルとしているが、
0:11:48	竜巻、100 メーター s e c に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	は耐えられないのであれば、進行実績を確認し適切な設計とすること、耐えられる設計としないのであれば、確認できる範囲等も異なるので、
0:12:02	記載の適正化、記載を適正化するとともに妥当性を説明すること、その他の自然現象全般についても同様に確認することということで12番につきましては記載の適正化をさせていただいたということでごっと
0:12:15	割愛さ、説明を割愛させていただきます。13番につきまして、
0:12:20	図及び、そういう理由に記載した水温度計について、基準上必要な設備を記載するのか、先行実績を確認の上、記載内容を検討すること。
0:12:32	この10番11番13番について併せてご回答させていただきます。
0:12:41	北海道電力の菅原です。まず、10番につきましては、地すべりの発生箇所については、現在六条の方で評価中でありまして、後日、回答をさせていただきます。
0:12:54	なお地すべりの発生箇所やイメージ図イメージ図をですね、比較表の別添1の18、19に粹取りをしております、
0:13:05	評価結果をこちらの方に反映していきたいと思っております。
0:13:11	また、嶋根井の構内監視カメラの一部において耐震性が、Cクラス括弧SSのものについて、
0:13:21	確認した、確認いたしました。島根さんは構内監視カメラ、6台中1台のカメラにおいて、56条のSA設備等、
0:13:32	兼用しているため耐震性を持たせているとのことです。
0:13:37	泊においては、衛生設備と兼用してるものはございません。
0:13:43	続きましてNo.11ですが、補足に記載している通り、構内監視カメラは、6条の外部事象防護対象施設等のフロー。
0:13:56	抽出フローから、その他施設に該当すると。
0:14:00	分類されまして、想定される自然現象等に対して、予備品を持ち、用いて早期に修復することを、
0:14:12	を方針としております。
0:14:15	ただしカメラが台が損傷した場合には、修復に時間を要するので、竜巻の風圧によりカメラが損傷しないよう、カメラ架台の設計において、
0:14:26	竜巻の風荷重を考慮する設計方針としております。
0:14:31	しておるんですけども、既設の構内監視カメラにおいては、当時の建築基準法施行令に基づいた設計となっており、設計方針に相違がありましたので、
0:14:43	山側の構内監視カメラにおいても、竜巻を考慮した100メートル／secでの評価を、に見直しを行いました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:14:54	また、13番。
0:14:57	についてですが、先行電力女川バーに確認した結果、本図においては、基準適合上、必要な設備のみ。
0:15:07	を記載する。
0:15:08	このことから、泊においても、
0:15:11	基準適合上必要な設備を記載するよう適正化を図りました。
0:15:16	以上となります。
0:15:24	はい。それでは続きましてNo.14からまたご説明させていただきますまず、
0:15:32	No.14につきましては記載を適正化させていただいたということで説明のほうは割愛させていただきたいと思います。
0:15:40	ナンバー15番。
0:15:42	ですけれども、
0:15:45	検定する際は統計値も含めて同じ母集団をし、使うのが基本と考えられるので、1997年を元定年とするのであれば、最低でも1998年からの十年間のデータで、検定をすること。
0:16:01	また、比較的古いデータを使う場合の取り扱いについても整理してき経過すること、適正化するかと、こちらについてご回答いたします。
0:16:12	北海道電力の鍋田です。本件につきましては今の概要の通りではございますけれども、比較表です、別添26条別添2の43ページをご覧ください。
0:16:27	26条別添2の43ページの居住性に係る被ばく評価に用いた基礎資料の代表性についてというところで、
0:16:34	こちらの資料構成見直してございまして、資料構成といいますか、か。
0:16:39	1ポツ検定方法の(2)のデータ統計期間、こちらの方見直してございまして連続性を踏まえまして、検定年1997年について隣り合う。
0:16:51	ところからということで98年から7年、2007年の気象で検定を行いました。
0:16:57	こちらの結果といたしましては2ポツ、検定結果というところに示してございますけれども、江藤いずれの項目も0ということで、棄却されたものはなくて代表性が示されていると考えております。
0:17:09	1枚めくっていただきまして、44ページの方に行きますと、
0:17:13	こちらちょっと当社のデータを古いということを考慮いたしまして気象官署の方でも同じようにですね、代表性があるかどうかという確認をしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	過去、一番の小樽のところと(2)番の筒の2ヶ所のところにおきまして、同じ時期での、ごめんなさい。小樽につきましては、
0:17:32	近い時期にですね99年に風向風速の高さの変更というのがございましたので、ちょっとこちら踏まえさせていただいた経年
0:17:41	を使いまして検定して、いずれも検定結果としては、
0:17:46	代表性が示されたと考えてございます。
0:17:50	それから、少々お待ちください。
0:17:55	53ページまで実際のデータが並んでいるんですけど53ページからが至近のデータを用いた検定についてということで、
0:18:03	最近の統計でも問題ないということは一応前回と同じデータでですね示させていただいてございます。
0:18:11	以上です。
0:18:16	続きまして16番、No.16、77でございますけれどもこちら記載の適正化ということで説明は割愛させていただきます。
0:18:26	ナンバー18になりますけれども、加湿器、蒸気加熱コイルがルールとして成立するのか確認し、補足説明。
0:18:38	補足資料として説明すること。
0:18:40	ということでこちらにつきましては、成立することを確認いたしまして、概略像の方を補足説明資料に追加をさせていただいてございます。
0:18:53	続きまして19ページ、No.19になります。
0:18:57	こちら山側の構内監視カメラの基準適合上の位置付けを整理して説明することと、こちらにつきましては、山側の構内監視カメラにつきましては基準適合上必要な構内監視カメラであると。
0:19:12	いうことを続けてございますので、その旨をその旨回答欄の方で記載をさせていただいてございます。
0:19:20	ナンバー2021につきましては記載の適正化ということで、説明は割愛させていただきます。
0:19:28	ナンバー22番につきましては、こちら記載の適正化ではあるんですが、回答の概要欄のですね記載にちょっと誤記がございまして申し訳ございません。
0:19:39	比較表、上の方のですね、かぎ括弧で比較表というふうに記載している、(5)誤りというところの記載の始まり始めのですね、可搬型、照明、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:51	カッコSAは、脱衣というところまで、までのちょっと文字が、不要な記載となってございました。本来はCポツちん人エリアでのクロスコンタミ防止についてというところ。
0:20:03	のみでよかったんですがその前段の記載がちょっと誤記でしたので、こちら削除させていただきたいと思います。申し訳ございません。
0:20:12	あと残り、23番から25番につきましては記載の適正化をさせていただいたと、いうことで説明のほう割愛させていただきます。
0:20:24	まずはコメント回答リストの回答につきましては、以上となっております。
0:20:31	コメントがございましたらよろしくお願いたします。
0:20:34	はい。規制庁植田です。それでは質疑に移ろうと思います。
0:20:39	衛藤。
0:20:43	今のコメント回答に対して、津南か質疑ありますか。
0:20:57	院長の長江です。ナンバー15番の回答で、
0:21:02	26の別添の
0:21:07	別添2の53ページで、
0:21:12	資金のデータを用いた検定ってということで前に、
0:21:17	出したデータ再度
0:21:19	提出されてんですけど、
0:21:21	この何ていうんですか、当K-NET検定年の扱いが、
0:21:25	不適切だっていうコメントしたはずなんで、ここに参考として
0:21:31	残されてるってのはどういうことなのか説明いただけますか。
0:21:41	はい。誤接種ご指摘はデータの連続性というふうなことととらえましたので
0:21:48	本文の方については97年と接続するデータを記載しまして、不適切と言われたものは参考として最新のものと比較したというのが我々の取り扱いでございます。
0:22:01	規制庁長江です。
0:22:04	何て言うか皆さんのそのデータが非常に古いデータなんで、
0:22:09	何ていうんですか、気象指針でも、
0:22:12	一つは会社の話はされたんで古いデータなりに、最寄の2ヶ所の会社のデータは以上で、以上なんじゃないっていうのを追加されたことで、
0:22:22	それについては皆さんの使ってる古いデータではあるけれども、上旬、異常年ではないっていう確認をされたので、
0:22:30	ここの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:31	26一別添2-53 自体が母数が、母集団が違うものを比較してる取り扱いになってるんで参考にもならないので、これは
0:22:42	何て言うんすかどういふあれかわからないですけど
0:22:46	もし意味がないと思ってますのでこれさ、削除し、
0:22:50	するデータではないかと思うんですけど、再度ご検討いただけますか。
0:22:56	はい。
0:22:59	本件取り扱いちょっと持ち帰り再度検討させていただきたいと思います。
0:23:04	でもないです一度コメントしたもので、再度、何ていうんすかね
0:23:11	提示されてるってことは時間の無駄にもなるので、よくよくコメント回答される時は十分注意して、
0:23:18	ご回答ください。
0:23:21	趣旨十分踏まえてないところございましたのでコメントの趣旨よく考えた上で回答準備させていただきたいと思います。
0:23:30	以上の流れですよろしくお願ひします。
0:23:38	規制庁のです。ちょっと、
0:23:40	説明をいただいた範囲でわからないところが2ヶ所あったので、教えていただきたいんですけれども。
0:23:47	1個先ほど風速について100メートルに今回
0:23:52	対応できるように設計しますっていうふうにお話があったんですけどもそれはあれなんですかね先行区も一緒に、カメラの話じゃなくて、課題の話をしてるんです。
0:24:03	これ、カメラもガダイ持っていつてるのか、課題だけ言ってるのかちょっと教えていただけないでしょうか。
0:24:11	北海道電力の菅原です。
0:24:13	カメラ本体につきましては、風速、100のつ等、約50メートル／sec。
0:24:22	の荷重になり得る仕様となっております、
0:24:26	大井さんにつきましては、課題を
0:24:30	100メートル／sec 荷物が大きにしている状況でございます。泊においても、カメラ自体は持たないんですが、課題を、に体力を持たせて予備品を用いて早期に
0:24:42	機能回復を図ることを考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	規制庁の谷津わかりましたそれちなみにあれなんですか。大分一緒って いうことなんですけど、BWRの女川とかも一緒なんですけど、ナース 北海道電力の須賀です。翁長さんにおきましては、
0:24:57	その他設備に該当するということで予備品を用いて早期に機能回復を図 るということでこの辺の風荷重、積雪荷重は構内監視カメラにおいて は、考慮していないという、
0:25:09	ことでした。
0:25:15	規制庁のです。少々お待ちください。
0:25:39	あ、規制庁です。
0:25:41	のための確認なんですけれども、カメラ自体を、その附属
0:25:49	竜巻の風荷重に持たせてるようなプラントはないですかほ実は他のプラ ントのBとかは、対応してたりとかするところはあるんですかそれとも 全部課題だけなのでしょうか。
0:26:00	北海道電力の菅原です。
0:26:05	おそらく、
0:26:07	他サイトもですね同じメーカーの監視カメラを使用しておりますので、
0:26:12	どこかのサイトだけ本体が100メートルパーセクに足りる。
0:26:17	カメラ本体を使用してるってことはないと思っております。規制庁の承 知いたしました。
0:26:27	規制庁宮本ですけど、多分課題の100メートルの話っていうのは、多分 この話ではなくて飛来物にならないような対策として、100メートル に持たしてるんじゃないのかなと思う思うんですよね。
0:26:39	要は設計飛来物とならないための対策として画題も架台200メートルの 荷重を荷重という風荷重がしたとしても倒壊等をしませんと。
0:26:51	いう設定で100メートルか10でやってると。
0:26:54	なので、その
0:26:56	課題は100メートルでっていう話とちょっと話が、値私の認識とはちょ っと違うかなと思っていますんで、
0:27:04	あとはただし先ほど言ったように、
0:27:09	それぞれの設備に持たせているものについては、ちょっと過去の審査実 績を踏まえて我々の方でご確認しなきゃいけないから、
0:27:18	はい。
0:27:19	あと、ここで言ってる積雪150センチってのはあるんだけど、
0:27:23	これは何のために書いてるのかって教えてもらっていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:30	というのは、要は画題のことを言ってるのか、カメラのことを言ってるのかどっちですかという。
0:27:36	北海道電力の須原です。積雪荷重におきましても課題に対する積雪荷重、
0:27:43	を加味した課題の設計をしております。
0:27:50	規制庁宮です
0:27:53	これ多分六条でまだ話が終わってないのでこの150が適切かどうかというのはまだ判断してないと思います。で、6条の前提にこの前説明されてたのは、常設が可能だから150でっていう話をしてたと思うんですよ。
0:28:08	そうすると、ここの角津波はまあ大丈夫観光ね監視カメラのところって除雪やるんですか。
0:28:21	北海道電力の須原です。
0:28:26	監視カメラにつきましては定期的な監視カメラの映像確認であったりパトロールで等あったり、
0:28:32	適切なジョセツというか補たぬきを払い落とすような運用になるかと考えております。
0:28:50	宮本です。
0:28:53	ちょっと今の回答がよくわかんなかったんだけど、
0:28:56	いや、やるん除雪をやることを前提で、ここに記載されてるのがされていないのかってどっちなんですか。
0:29:12	もうちょっと言うと、積雪、要は積雪、要は雪が積堆積しない構造になっているのか、どれですかってことなんです。
0:29:25	北海道電力の須川です。構内監視カメラにおきましては、取り付け方法、カメラの取付方法におきましてカメラを架台の下に、
0:29:36	取りつける形をとっております直接、カメラに雪が、
0:29:42	瀬地区切し急性期しないような配慮をとっておりますので150センチというのは過大に積もる形になっております。
0:29:53	で、あと、追加で言うと駿河台の積雪は除雪するってことでいいんですか。
0:30:05	新川。
0:30:08	北海道電力信号といいます。課題に積もっ、
0:30:12	今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:13	150センチというふうに資料上書いているんですけども、今後六条側で189センチとかっていう数字が変わる可能性はあるんですけども、今、150センチと仮定してお話をしますと、
0:30:26	150センチまでの積雪であれば、特に除雪をする必要はないと考えておりました、これが150センチを超えて積雪してくるようであれば、
0:30:37	除雪をする必要があると考えてございます。
0:30:41	ただ、強度評価上、裕度を持た設計にはなっておりますので、150センチを超えて速やかにその課題が倒れてしまうということはないと考えております。
0:30:52	以上です。宮尾ですけど、ちょっと私の趣旨が、正確じゃなかったかもしれないと。要は、
0:30:58	150センチ詰まらないようにしますっていうふうな運用にされてるのかどうかを確認したかったんです。要は、150、六条側では、前提になってくるのがこれからなんだけど、
0:31:11	この前1回持ってこられたジョセツ前提なんですよ。要はだから150なりませんよっていう、いたりないようにやりますよと。
0:31:17	いう説明を以前1回されていて、その妥当性はまだ判断できてないと。
0:31:22	ここに書いてある150っていうのは今言われたように、課題には基本的には雪が積もるんだけど、運用上、要はそこには100センチに来たら、
0:31:33	除雪なり何なりの対策をする前提になってるので、150で見れば、基本的には大丈夫でしょうという意味で書かれているのか。
0:31:43	そこを教えてくださいということだと思うんですけど。
0:31:47	今日電力信号と申します。ここで記載しておりますのはその課題の強度設計をする上で考慮している積雪の荷重になりますので、
0:32:00	その積せ通。
0:32:03	の、
0:32:17	芝田です
0:32:19	150をどのように担当するかというふうな話だと思いますが構造上それほど高く150まで積もらないものというふうには考えているものの、そこを
0:32:30	詰まらないということ単純に形状から担保するのか運用に一部クレジットをとるのかというのはちょっと今即答できないようなので、持ち帰らせていただきたいと思います
0:32:41	わかりました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:42	ちょっとね私の方の言い方の問題かもしれないけどとは言っても、竜巻でも積雪でも基本的には外部事象の防護対象設備なのかどうかという と、
0:32:53	今言われてるように、問題があれば代替処置によるって多分そういう運用の前提になっていると。
0:33:00	ということなので、
0:33:02	駄目な場合はそうしますって多分そういうことだと思うので、C型の運用上どうなってるかっていうだけだったので、そこは、運用上どうなっても、の理由だけ説明していければなど。
0:33:15	だから、何が何でも150とか150で足りる課題を作ってくださいって言ってるつもりはあまりありませんので、そこはちょっと間違えないようお願いいたします。はい。私は以上ですよろしく申し上げます。
0:33:30	規制庁のです。ちょっと今のページで
0:33:33	別添1-17ですか、ここを開いてねちょっと教えていただきたいんですけども。
0:33:38	津波のカメラについては、代替交流電源で、構内監視カメラ常用系の電源からしか確保してないっていうことでいいんですよね。
0:33:52	北海道電力の菅原です。ご認識の通りで問題ありません。
0:33:58	規制庁わかりました。これ他の先行先行も一緒。わかりました。ありがとうございます。
0:34:09	あと、規制庁深山ですちょっと確認なんですつこれだと小さいので、こっちのおっきい方の資料2-1の、
0:34:17	26条別添1-16と17の中でちょっと確認なんですけど、
0:34:33	16だとこれ津波監視カメラっていうことになっています。で、
0:34:39	私の方で確認したかったのは、
0:34:43	これ-3号と12号に流路縮小工と呼ばれ、1ぐらいのか、
0:34:51	3、1号側12号の開口部、
0:34:55	取水炉の開口部と、3号機の放水量の開口部、
0:35:00	これ全部見れるんですかねってうだけなんですけれど。
0:35:05	これを見る限りは、何か見れそうな範囲になってるうちのこの、
0:35:10	3号炉放水工のカメラの真上ぐらいにあるのをこれは、
0:35:15	放水ピットですかね。
0:35:24	北海道電力の薄葉です。3号炉取水口の、
0:35:33	流路縮小工を設置するところを、
0:35:36	このカメラ見れるのかなってう質問なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:01	3号炉の、この3号炉、循環水ポンプ建屋の
0:36:06	取水ピットのところですかね。
0:36:23	はい。
0:36:27	北海道電力の菅原です。
0:36:29	本監視範囲におきましてはCAD上で、確認しておるんですけども、おそらくこの3号炉取水口、
0:36:38	が、包丁ての上部、16.5メートルに設置されますので、そこから今3号炉、取水ピットの方は低い位置になるので、
0:36:51	完成できるのではないかと考えております。
0:36:54	はい、ありがとうございます。
0:36:57	あと、17に行ってますね。
0:37:03	17で、
0:37:06	見れる範囲がですね、この12号の後ろを見れないんですけどこれ見れなくていいんですけど、
0:37:17	北海道電力の菅原です。
0:37:19	現状におきましては、3号炉の発電用原子炉施設に影響を及ぼす
0:37:26	範囲を確実に見れるような範囲に監視カメラを設置して、
0:37:32	おります。
0:37:35	すそういう答えが欲しいわけではなくて、要は今3号機の対応としては別に1号機を限定してるわけじゃなくて、この敷地全体を対策の、
0:37:45	範囲出してるにもかかわらず、この見れない範囲が、
0:37:49	建屋の外側のこの3号機の裏にあって多分ここアクセスルールをとか、
0:37:57	そういうものが、
0:37:58	走ってるにもかかわらずここ見れなくていいんですかっていうことなんですけど。
0:38:09	北海道電力の須原です。
0:38:11	まだちょっと六条の方で地すべりの評価結果が出ておりませんので正確なことはちょっと言えないんですが、
0:38:21	仮にここで地すべり等が発生することが想定されるのであれば、監視が必要になるかと。
0:38:29	と思いますが、現時点ではここが監視できていなくても、
0:38:36	3号炉に影響を及ぼすような、自著ならないので問題ないと考えております。
0:38:48	えーとですね。
0:38:50	この条文の追加条文って何なってるか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:21	衛藤追加条文ってのは自然現象に対して把握できないといけないと。
0:39:25	いう前提になっているので、別に地すべりだけを言ってるわけではなくて、
0:39:30	想定される自然現象を、
0:39:34	確認する上でここが入れないという説明をしていただかないと、
0:39:39	駄目かなと思っていて、
0:39:41	それを、例えば竜巻の飛来物であったり、
0:39:45	いろんなものを考えると、ここの方向が見れなくて大丈夫ですかっていうことなんですけど。
0:40:03	北海道電力の菅原です。
0:40:05	その自然現象によって、発電用原子炉施設に影響の影響を及ぼす可能性のある、
0:40:15	自然現象等を確認、把握できなければならないという、要求でありますので、
0:40:22	3号炉に影響を及ぼす可能性のある自然現象については、元監視カメラの監視範囲で、監視可能であると考えております。
0:40:34	しっかり説明してもらわないと、大丈夫ですって言われても、
0:40:38	えっと、なぜここ省いていいとかを説明してくださいってことを言ってるんですけど。
0:40:44	いや竜巻であったり、外等が外部火災は
0:40:50	膨張分防火体の外側だからいいとしても、例えば
0:40:56	6条で想定している飛行機の墜落で外部火災の影響評価とかの、例えば、円の外側になる場所であればそこに何か落ちたりすればそこ確認しなきゃいけないですよ。
0:41:10	で、なぜここだけ省いていいのかっていう説明を、
0:41:14	していただかないと、私は別にこの12号みろと言ってるわけではなくて、3号機の自然現象、その他人事所も含めたところの、
0:41:24	範囲を見るために必要な範囲として
0:41:27	ここの数、12号の後っていうのはいらんですかかっていう質問なんですけど、それが、関係ないんですっていうだけの説明では、私って我々としては妥当性を説明してもらなきゃいけないので、
0:41:39	なぜいいんですかかっていう説明をしてもらわなきゃいけない。
0:41:46	北海道電力の須原です。
0:41:48	3号炉周辺をのみを確認する、3号炉の損傷状況等を確認する上では、現在の配置で問題ないと考えておりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	このご指摘の空白の白い部分について自然現象が発生した場合においても、問題ないという、
0:42:10	ことの説明が必要ということでそちらの件については再度持ち帰らせていただいて、ご回答させて、
0:42:17	ください。
0:42:18	はい。お願いします。あとはだからおそらくだけど
0:42:24	この
0:42:26	構内監視カメラさんってのがあると思うんだけど、
0:42:29	3の左側が、
0:42:31	おそらく
0:42:35	何だっけ、地すべり範囲か何か違ったっけ。
0:42:37	忘れたけど、
0:42:39	すごい。
0:42:41	そういうものも考えると、本当の意味で今このカメラを見えてる可視範囲ってというのが、
0:42:47	妥当なんですかっていう説明は多分、今後してもらわなきゃいけないと思うので、そこはよく確認してください。よろしくをお願いします。
0:42:57	芝田S若干今の議論に関して補足させていただきますこの妥当性を説明するにはどういったハザードを見るべきで、見れるかっていうふうな整理が必要かと思うんで、その辺り整理させて説明させていただくことを今考えてます。
0:43:12	はい。で、先行も全部見れてるわけではなくて、
0:43:16	別の方法で検知ができるのでっていう多分説明もしてるサイトもあると思うので、
0:43:24	その辺はよく先行審査実績をよく確認してください。よろしくをお願いします。
0:43:33	規制庁のです。あと、コメントリストですいませんもう1個、ちょっとわからないところがあって、13番なんですけど、
0:43:41	女川の実績を踏まえて今回、必要な設備をのみ示しますっていうお話を基準適合に必要な設備のみを示しますというお話だったと思うんですけど。
0:43:52	このスクリーン水鮭っていうのは基準上、必要な設備になるっていうことだと思っんですけども、今の回答、これ、南條の
0:44:03	適合で必要なんですが、この26条で必要なんですか。
0:44:12	北海道電力の菅原です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:15	スクリーン伊佐形については生物学的、
0:44:19	自然現象を把握する上で必要な設備だと考えております。
0:44:24	生物学的、市、
0:44:28	自然現象の監視目的としましては、原子炉補機冷却水
0:44:33	海水ポンプの起動水位を確認するのが主目的でありまして、直接的な監視につきましては潮位計だったり、
0:44:44	取水ピット水位計が最終的な監視になるんですが、その前段としまして、水位が下がる前段としまして、スクリーンの水位差が上がってくる。
0:44:56	というのが、考えられますのでそれを事前にその情報を管理することは有効的であると考えてエントリーしているものでございます。
0:45:05	規制庁です何のために必要かっていう説明はわかったんですが、クラゲとか何かの話なのか、甲斐付着の話なのかちょっとわからないんですけども、
0:45:15	ちょっと気になったのは、多分、まず多分、どのプラントもあるとは思いますが、
0:45:23	この26条で必要ですっていうふうな話になったときに、本文テンパチで別に設計方針立ててるわけじゃなくて、でも基準適合上必要ですってで、
0:45:33	それが本当に26条に必要なのかもよくわかりませんし、例えば先行でも同じようなもので用途で用いているのであればその整理をどうして、それが本当にこの26条に適合なものなのかっていうところの、
0:45:48	その整理をどうつけてるのかっていうところがわからなかったんで、それを説明していただけないでしょうか。
0:46:01	北海道電力の菅原です。この大飯34号炉におきましても生物学的、自然現象にスクリーン伊佐形を用いるというのが別添の1-20。
0:46:14	の方で、
0:46:15	記載されております。
0:46:21	規制庁の尾野です。それはあれなんですかね、これ。
0:46:25	テンパチとかで別に何かこの設備がラインナップされてるわけじゃないってことですね今すいません大井の方の記載全部ってわけじゃないですけど泊自体で何か
0:46:36	生物学的が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:38	この影響っていうのはそもそも 26 条の影響評価する事象にまず、多分入れてないんじゃないかなと思っていて、
0:46:48	それを、
0:46:50	その基準的事項上必要ですって言った時に、その
0:46:54	分、
0:46:56	申請書上の位置付けとして、どう整理して補足だけのものなんですって言われてもそれは基準適合上本当に必要なんですかっていうところの、
0:47:05	整理がよくわからないので、大井だけじゃなくて他のプラントの実績も触れ調べて、この設備の位置付けをどうするのかっていうのを改めて検討していただけないでしょうか。
0:47:24	北海道電力の菅原です。
0:47:27	潜航
0:47:49	北海道電力の相良です。
0:47:52	先行電力の設置、エントリーする意図も踏まえまして、確認しまして再度、
0:48:01	必要性、
0:48:02	を検討したいと思います。
0:48:13	うんですし、こっちの中でちょっと少々相談させてください。
0:48:32	刀禰。
0:48:33	先行でよく見て欲しいっていうのは、多分そういうところで、言われてることは今だんだんわかってきました。要は、
0:48:41	1 の別添 1 の 20 ページのところ、生物学的事象っていうのがあってこれ 3 プラントつ書いてあるんだけど、3 プラントのうちで泊は取水ピット水系とスクリーン水域二つ書いてますと。
0:48:56	女川は何を書いているかっていうと取水ピット水系しか書いてませんと。
0:49:01	今度、
0:49:03	多いかな、大井に行くと。
0:49:07	二つ書いてるのかな。ちょっと待って。
0:49:09	N I C T スクリーン水系しか書いてません。
0:49:15	泊は米多比二つ書いてんだけど、
0:49:18	二つ書いてくるから結構混乱を 4 読んじゃうことがあって今多分説明してるのは、どっちを聞くの、その動きになるんですかと、両方なのか。
0:49:28	そもそもこの西部影響のを聞くっていうのが、
0:49:33	取水ピット水系で、作動させるのか。
0:49:37	伴佐瀬を作動させる判断をするのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:40	ここで言ってるスクリーン水系で判断するのどちらですかと、両方ですか。
0:49:45	それで、ここで書いてあるってことは両方で判断するので、
0:49:49	オアじゃなくて、
0:49:51	安藤もあろうし、一つ一つでもやるのでこの機記載になってますよって、多分そういう説明してもらわなきゃいけないと思うんでこの表現と、その上で、
0:50:02	一番、
0:50:06	迷いましたのは、数別添1-15で、
0:50:11	これが外の状況を、
0:50:14	を把握する設備の範囲図って書いてあるわけね、外の状況。
0:50:20	それに対して、じゃあ、
0:50:23	泊終わったら外の状況って言葉がないから、
0:50:27	要は、ここにスクリーン水系ってのが入ってるしてしまうとこれ外部事象の話に村主水系が入るのかどうかとかって、
0:50:36	何でこれ、大岩多分外部事象しか入ってないので、
0:50:41	生物学的なやつをこう入れてないんだと思うんだよね。だからここ、
0:50:45	スクリーン水系って入ってないよね。
0:50:50	入ってますよね。
0:50:51	で、
0:50:52	泊は念のため入れたのかどうかわかんないんだけど、入ってますっていうので、その差異が出ちゃって
0:50:58	下が
0:51:00	ここの
0:51:02	泊は生物学理事長の把握手段としてスクリーン推計も考慮して多分その記載を図示していると。
0:51:08	これは大いに9を伊藤紗央差をつけちゃってるわけですねこれで。
0:51:14	言ったことわかります。
0:51:16	だからこちらの審査官の方で、これどういうことなのかがよくわからなくなるってことなんすよね。
0:51:23	なので今言っている話をやると、これ、これ自体はこの
0:51:30	別添1-15の図自体は、
0:51:32	これ、外部の事象、
0:51:35	のうち、要はその

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:36	よく言われる本当の風とか、恒設とか、地震津波とか、そういうものを指したものを図示している先行2社に比べて、
0:51:48	泊だけが、生物学的まで入れちゃってるので、差が出てるって。
0:51:53	そういうことだと思うんですね。
0:51:56	違う。
0:51:58	こういうところは実はよく注意してもらいたくて、こういう差を差があるのか、違うのかっていうのはこれだとわからなくて、
0:52:07	後ろの図にいて初めてその
0:52:09	ずっと表に行って大井と泊を比べると、そんなにおかしい話ではないなと思うんだけど、
0:52:17	この1-15図でやってこの差がよくわからないってことになっちゃうわけですよ。
0:52:23	私が言ったことをわかっていただきました。
0:52:26	ちなみに今さっき言った、
0:52:29	生物学的事象のキックになるのは、取水ピット水系なのか、スクリーン水系なのか両方なのか、どれになるんですか。
0:52:46	よく信号でございます。両方人。
0:52:49	なります。
0:52:52	北海道電力芝田です両方とも見れるとは思いますがでも直接的には物が詰まると、水位差が出るってことを考えると、直接的なのは、増井。
0:53:04	水位差系なのかなと思いますので、大分状況全く変わらないと思いますんで変わらないものに対して記載に差をつけるっていうのは、確かに
0:53:14	混乱を与えてしまったっていうふうな面はございますんで、両方とも見れるというふうな
0:53:20	技術的状況を踏まえて記載としてどうあるべきかっていうのをちょっともう一度持ち帰って変え、考えさせていただきたいと思うんですね、多分。
0:53:28	私の認識ね。
0:53:30	これ水系取水ピット水系っていうのと、スクリーン水系っていうのは見る範囲が違うんですよ。
0:53:37	多分、
0:53:37	エスクリ推計がやっぱり一番初めに、動きは次動きやすいと。
0:53:42	多分クラゲとかのやつは多分スクリーン水系で、水路全体でかいとかの付着で全体的にその水位差が出てきたやつは、この
0:53:52	取水ピット水系になるんじゃないかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:55	思っています。なので、ここで、
0:53:58	両方書くのはいいんだけど、それぞれ、今言ったようにせ、両方ですって言うよりは、それぞれの対象が違うなら違うって言うふうにしとかないと、
0:54:07	よくわからなくなるなと思っていて、多分、ここで言っている洗浄水ポンプなのか、ウオッシュポンプなのかちょっと発電所によって違うと思うんだけど、スクリーンをまわし横倉部、充てる多分、
0:54:19	ポンプの作動かなんかの識別をするのは多分スクリーン水系であって、
0:54:25	循環水の逆洗なり何なりっていうその全体の取水量の、要はその詰まりなのか、そういうのを見るのは取水ピットを水系だと思うので、
0:54:37	そういう、要は、役割ごとに考えたときに、適切な方を選んでくださいなり、両方書くなら※で書いていただければと思います。いいですかね。
0:54:51	北海道電力信号と申します。はい、承知しました。
0:55:33	規制庁江田です他コメント回答に対して質疑ありますか。
0:55:40	なければ
0:55:42	今日他のDB。
0:56:42	はい、じゃあ、26条の部分の、
0:56:45	等記載適正化リストについてご説明をお願いします。
0:56:51	北海道電力の芳野でございます。資料6-1についてご説明させていただきます。こちらの記載適正化予定リストということで本日、
0:57:02	はい。本日ですね、配布作成、提出させていただいております。比較表に、耐震26条の比較表に対しまして、
0:57:12	記載の不備があった点の箇所、それから、
0:57:18	大井女川とですね差異があるという記載を、そういう理由を比較表の方で説明していながら、先行電力の実績をですね具体的にちょっと記載していない箇所、
0:57:31	が幾つかございますので、その辺をまとめたリストとなっております。今後、次回ですね、比較表の方でその内容について追記させていただきたいということでまとめたリストとなっております。
0:57:47	一つずつ確認をさせていただくという形でよろしいでしょうか。
0:57:53	いや、いや、重要なやつだけでお願いします。はい、承知いたしました。どうぞ。
0:58:03	そうですね
0:58:05	一応これ後回しにして、要は今うちの方で、事前にもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:10	確認してるところがあるので、その確認をしながら、そこに漏れてるものがあつたら、後でそれを説明してくれればいいかなと思いますんでそれでいきたいと思います
0:58:22	そうしないと我々、事前にもらったやつの資料を見ているにもかかわらず、ここでもうもらっちゃうと、もう言ったか言わないかわかんなくなっちゃうので、それで、ちょっと整理したいと思いますんで、
0:58:33	いいですからそれで北海道電力の芳野でございます。承知いたしました。よろしく願いいたします。
0:58:40	はい。規制庁江田ですそれでは
0:58:44	比較表の、
0:58:45	中身について、質疑を行いたいと思います。
0:58:49	まず私からなんですけれども、
0:58:52	と比較表 26-33 ページお願いします。
0:59:00	この一番下のところの主要設備のところなんですけれども、
0:59:07	泊中央制御盤は、
0:59:10	発電用原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置によるっていうふうになって、
0:59:17	等で、
0:59:19	他のを糸川、もうちょっとここに細かくいろんな設備名書いてあるんですけれども、
0:59:25	これっていうのは
0:59:27	次のページにある、この参考で書いてある、この美浜とか高浜 12 の中央制御盤のこの、
0:59:36	こう細かく書いてあるやつとかと同じふうな書き方になったりはしないんですか。
0:59:57	芝田です本店から回答お願いします。
1:00:08	北海道電力の沖田ですけども。
1:00:11	26-33 ページの (1) 中央制御室の
1:00:17	計測制御装置によるというところのくだりの、
1:00:21	最初のあれですかね原子炉及び主要な
1:00:25	関連設備のというところの、
1:00:27	記載が、
1:00:29	すいません次のページの、
1:00:32	黄色いところですね、
1:00:35	現象制御装置のプロセス計装設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:38	コラボ等の計測制御措置を設けた。
1:00:41	というような記載と、
1:00:43	合わせられないかっていう。
1:00:45	ご質問だと思います。
1:00:48	これですね、すみません私もちょっと十条担当では直接ないんでちょっと今正確な回答じゃないかもしれませんが、
1:00:56	これ、
1:00:59	宇宙を、
1:01:02	そうですねこれは、
1:01:04	原子炉保護装置とかですね。
1:01:07	ええ。
1:01:08	等、こういった監視装置ですね。
1:01:11	これなの。
1:01:13	監視操作については、
1:01:16	泊も同じですので、ちょっとこの記載はですねちょっともう1回消せません。
1:01:21	同じできるかどうかはちょっともう1回所担当ともちょっと確認させていただきたいんですけども。
1:01:26	ちょっと今すぐ同じ時期っていうのは、
1:01:29	ちょっと記載として工務部としてどうかっていうのも、
1:01:32	ちょっと今すぐ即答は、すみません今できない状況です。北海道電力芝田です全く同じ記載とはならないと思うんですけども記載の程度として合わせるってことは可能と考えてございますんで、
1:01:43	センコーの方が記載が充実してるっていうふうな、
1:01:46	ことであればオオキサイの方見直させていただきたいと思います。
1:01:50	規制庁宮尾ですけど
1:01:52	はっきり
1:01:54	言ってくださいもう
1:01:56	担当がいなかったらヒアリングする意味がないし、
1:02:01	今日は担当は全部そろってるんですね。
1:02:05	はいすみません10条の範囲ということで不受け答えが不適切だったと思いますんで記載の方を見直すということで、させていただきます。幾ら十条の範囲であっても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:17	こちらから出された紙資料に対する確認であれば、当然それに答えられる人がいないと、これヒアリングする意味がないので、そこはしっかり対応してください。お願いします。
1:02:29	かしこまりました。すいません、本店から。
1:02:32	よろしいでしょうか。
1:02:34	はい。お願いします。今の件ですいません。
1:02:37	即答できなくて申し訳なかったんですけども、
1:02:40	北海道ろうきんの沖田です。今の場合の記載はですね既許可の記載をそのまま踏襲してるような記載となっております。
1:02:49	すいません
1:02:51	合わせる合わせないという風にはなってございませんけども、今許可の記載をそのまま踏襲した形という形でなっております。
1:02:59	あ、わかりましたじゃ、検討をお願いします。
1:03:04	次に16の次の30、同じ4ページなんですけれども、すいませんちょっとまた十条の範囲なんですけど、
1:03:12	今後、
1:03:14	盤面器具及び盤面表示っていうところが、
1:03:19	こっちの美浜とかこっち、この同じ枠の中だと、盤面機器及び盤面表示ってなってこれは泊の、その表現として盤面機器で統一してるからとかそういう理由なんですか。
1:03:42	担当いなかったら大丈夫ですね。すいません北海道電力の沖田です。
1:03:48	盤面器具はですね女川の、
1:03:51	記載でですね、に合わせて盤面9という、
1:03:56	言葉を今使っている状況でございます。
1:04:10	そうですね。10所の担当の方にこれもあわせて確認してもらえればと思います。
1:04:20	北海道ろうきんの沖田です。承知いたしました。
1:04:25	あと、これで、
1:04:27	次が、
1:04:28	26の別添の、
1:04:31	1-17なんですけど、
1:04:36	は、
1:04:38	そうかこれさっきの宮本の指摘とも質問ともかぶるんですけど、これですかね
1:04:45	まとめ資料の方が見やすかったんで、まとめ資料の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:50	26-別添1-17で、
1:05:00	これちょっとわかんなかったんですけど、この12号の後ろのところのさっきの資格になるんじゃないかっていうエリアって、
1:05:08	なんか、アクセスルートの、
1:05:11	保管場所とかの、
1:05:13	何かハッチングがかかってたところとかぶってたと思うんですけど、
1:05:17	これっていうのはSAとかから、
1:05:20	さっきの説明だと3号炉の
1:05:24	施設に影響がないっていうふうな、
1:05:27	簡単で。
1:05:29	見えなくても大丈夫ってことだったんですけどそういう観点では問題はないっていうことなんですか。
1:05:48	北海道電力の菅原です。
1:05:50	SA設備に対する影響。
1:05:56	に対して問題ないかという。
1:05:58	ご質問かと思いますが、
1:06:01	本件も踏まえましてこの12号の裏面に対して監視が必要かどうか、その辺の
1:06:12	ことも踏まえまして、
1:06:13	再度検討させていただきたいと思います。
1:06:17	規制庁江田です。じゃあわかりましたお願いします。あと最後にちょっと1個だけ教えて欲しいんですけど、
1:06:23	また比較表戻って、比較表の、
1:06:29	26-61ページと、
1:06:35	ですかね、あとパフォの、
1:06:37	13ページなんですけど、
1:06:46	この真ん中の(6)の多重性及び独立性で、中央制御室非常用材地上用循環系と割って始まっているところ。
1:06:56	主要制御室非常用循環系統ってこのパワポの図でいうと、どう、追っかければいいのかっていうのを、
1:07:04	教えてもらえますか。
1:07:21	北海道電力の鍋田です。ただいまコメントいただきました中央制御室非常用循環系ですけども、
1:07:29	こちらはですね泊の整理といたしましては、中央制御室空調装置というのが大きい括りでございまして、そちらがですね図等で示している、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:40	パワーポイントの図で示しているのが全体の空調装置全体となっていて、非常用循環系統といいますが、
1:07:46	この図でいうと、真ん中のちょっとあたりに外気取入とかっていうところラインがございまして、
1:07:53	こういった後は何て言いますか、循環のグルグル回るラインじゃなくて外から取り入れるラインを、吸気と言っていたり、そういった部分を除いたグルグル回るだけの部分を循環系統、非常用循環系等、
1:08:05	というふうにしておりまして、
1:08:07	その部分だけを示した図はございませんというのがご回答になるかと思えます。
1:08:13	わかりました。じゃあ、私からは以上です。
1:08:22	規制庁大塚です。
1:08:23	続いて私から何点か確認させていただきます。
1:08:29	取りまとめた資料の1ページの、
1:08:33	比較表のページ数がちょっと、
1:08:36	複数箇所ずれていたんで、
1:08:39	修正をお願いします多分さっきの適正化リストにも入ってたかなと思いますけどちょっと、
1:08:45	全体的に確認をもう一度お願いします。
1:08:48	北海道電力の吉田でございます承知いたしました。
1:08:53	はい。規制庁大塚です。続きまして取りまとめた資料の3ページをお願いします。
1:09:01	と、下から2番目の、
1:09:03	中央制御室循環ファンの説明なんですけども、
1:09:07	他の説明はですねそういう理由のところ、
1:09:10	大井さん、4号炉とどういってかかっていう記載があるんですけど、ちょっとこの、
1:09:15	項目には記載がないんですが、
1:09:18	ここは先行プラントと比べて、
1:09:20	同様なのかどうかっていうところをちょっとご説明ください。
1:09:26	はい。北海道電力の鍋田でございます。こちら循環系循環ファンにつきましてもPWRでは共通の設計となっていてございましたので申し訳ございません。次回以降、同じであることを明記したいと思えます。以上です。
1:09:39	規制庁大塚です。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:49	規制庁大塚です。あとちょっと資料全体なんですけど、
1:09:53	遮へいっていう字なんですけど、
1:09:56	何かひらがなで書いてあるところと、漢字で書いてあるところ。
1:10:01	があるんですけど、何か、
1:10:03	社内のルールがあって分けてらっしゃるんですか。
1:10:07	北海道電力の芳野でございます。はい。遮へいの塀という字を漢字ひらがなは分けて使用しております、泊発電所の設備としてですね、
1:10:19	表現する遮へい、例えば中央制御室遮へいですとか、一次遮へい二次遮へいですとか、泊発電所の設備遮へい設備として、
1:10:31	名称を記載してることについてはひらがなしゃへい葦原の塀で記載しております。それ以外、説明文等で使用する用語につきましては監事の遮へいと、
1:10:45	いう形で使い分けをしてございます。
1:10:48	規制庁大塚で生じました。
1:11:06	規制庁大塚です。続きまして 26-33 ページお願いします。
1:11:15	泊の欄の、
1:11:17	上から二つ目の(8)番の施設の外の状況の把握の
1:11:22	一行目で、
1:11:24	発電用減少施設に影響を及ぼす可能性の、
1:11:28	あるとっていう記載があるんですけど、可能性のものが、
1:11:35	前の方のページの 2625 ページ。
1:11:38	では、がんに直してると思うんですけど、
1:11:41	ここも同じように修正をお願いします。
1:11:45	北海道電力の吉田でございます申し訳ございませんこちらの方脳外に修正をさせていただきます。
1:11:52	規制庁大塚ですところに、ここ以外にも後ろの方に何ヶ所か出てきたので、ちょっともう一度確認を。
1:11:59	そして、全体的に修正をお願いします。
1:12:02	衛藤電力の吉田でございます承知いたしましたすべての確認をして修正をさせていただきます。
1:12:13	規制庁大塚です。続きまして 26-40 ページお願いします。
1:12:23	市泊の欄の下の方のシートⅡのところ公的機関から気象情報を入手できる設備の、
1:12:31	設置ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:33	中央制御室に電話 F A X、社内ネットワークシステム接続されたパソコン等の、
1:12:40	公的機関から、
1:12:43	気象情報を入手できる設備を設置するってことなんですけど。
1:12:46	それぞれの設備、
1:12:48	について、
1:12:50	それぞれ何の事象の情報をどのように入れているかっていう、
1:12:57	説明が多分資料の中になかったと思うんですけど。
1:13:00	どちらの方の補足で構わないので、ちょっと次回ですね。
1:13:04	どの情報をどう、どのようにいえるかっていうのちょっと、
1:13:08	表か何かで示していただいてよろしいでしょうか。
1:13:15	はい。北海道電力山川です。こちらに書いてある、電話 F A X 及び社内ネットワークシステムで何が確認できるかといったところを作る説明できる資料を、
1:13:28	つけたいと思います社内ネットワークシステムで気象庁からのデータですね、主に拾ってという形で見れるようになっておりますのでその辺がわかるようにしたいと思います。以上です。
1:13:44	はい。規制庁大塚です。続きまして次のページの、
1:13:48	26-41 ページのところで、
1:13:52	藤泊の(3)の計測制御装置のちょっとタイトルだけなんですけど、
1:13:58	そういう理由のところに、
1:14:01	中央制御室には、運転操作に必要な設備を配置し、
1:14:05	制御装置は、中央制御室とは別の計装盤室に設置する。
1:14:11	と書いてあるんですが、
1:14:14	(3)の市、愛知、1行目のところに、中央制御室における主要な計測制御装置はっていう記載があるんですけど実際には中操の中には、
1:14:26	計測制御装置っていうのはないのかなあと思ったんですけど、この記載はこのままでよろしかったですかね。
1:14:33	タイトルも含めて、
1:14:35	実際には
1:14:37	監視関係の設備とかしかないと思うんですけど、
1:14:53	運天沖田さん、回答いただけますでしょうか。
1:15:00	曾根本店から北海道電力の笹木でございます。
1:15:04	ただいまいただきましたご質問、ご指摘につきまして 26 ページの 41。
1:15:10	26-41 の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:12	差異の記載として当社は計測制御装置は中央制御設備を配置しないと記載してにもかかわらず
1:15:20	当社の記載、中央す（3）、計測制御装置、中央制御室に設ける、主要な計測制御装置はというふうになっており、
1:15:30	差異理由に記載している内容と、
1:15:33	本文中に記載している内容が一致していないといった趣旨のご指摘と受けとめました。
1:15:40	ご指摘いただいた通りでございまして、すいません搭載理由と本文中の記載が一致しておりませんでしたので記載、見直させていただきます。で、
1:15:50	泊3号炉につきましては、中央制御室内に計測制御装置は一応配備しておりません。
1:15:57	こちらは一応玄海34号炉と同様の設計になっておりまして、玄海34号と泊3号につきましては、中央制御室内に計測制御装置だったり、制御盤を設置していない。
1:16:11	設計になってございます。以上になります。
1:16:16	はい。規制庁大塚です。それでは記載の方ちょっと再検討、お願いします。
1:16:22	1回電力笹木です。承知いたしました。
1:16:31	規制庁大塚です。次、続きまして26-45ページをお願いします。
1:16:39	真ん中辺の、
1:16:41	評価の項目のところで、
1:16:44	赤字括弧1の赤字部分でAと女川が発電用現象施設の重要な継続及び、
1:16:51	制御装置を設けておりっていう会議。
1:16:54	ているのに対して、
1:16:56	泊は中央制御盤を設けており、
1:16:59	集中的に緩衝帯整備を行うことができるという記載になってるんですけど、
1:17:04	これだと、
1:17:07	何、何を計測制御するのか。
1:17:10	ちょっと読めないというかちょっと言葉足らずのような気がするので、ちょっと記載のほうを充実Ⅱ、
1:17:16	を検討していただいてもよろしいでしょうか。
1:17:23	本編の方から回答をお願いいたします。
1:17:26	はい、本店から北海道根井区の沖田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:30	確か中央制御室を設けており、集中監視及び制御を行うことができるというところで、何が
1:17:36	というところが、これだと読めないというところがございます。
1:17:40	調整率、
1:17:43	に、監視操作の集約されているというのが、泊でございまして、計測制御装置というのは、
1:17:49	装置ではないんですけどもただ何をここで監視する中、制御できるというところは、ちょっとわかりやすいんですが、もうちょっとわかるようにですね。
1:17:59	記載のほうはちょっと検討させていただきたいと思います。
1:18:03	規制庁大塚です。よろしく申し上げます。
1:18:05	続きまして 26-66 ページをお願いします。
1:18:14	自然現象の抽出のページで、
1:18:18	(1) の抽出のところにはですね、
1:18:23	高CEOが入ってるんですけど、
1:18:26	また樫尾だけ、(2) のところで、
1:18:30	明確に、
1:18:33	高潮についての設計書かれていないので、
1:18:39	高潮についてもわかるように、(2) の方でも記載していただいでよろしいでしょうか。
1:18:47	北海道電力の菅原です。
1:18:50	(1) につきましては想定される自然現象をすべて抽出した形を記載しておりまして、(2) におきましては、
1:19:01	の過去ポツですねポツにおきましては監視カメラで監視可能な自然現象を記載しております。
1:19:09	よって高潮におきましては、微妙な水変動を監視カメラでは監視できませんので、そちらの方は、
1:19:20	気象観測設備等の先ほどの水位計の方で監視する設計を、となっておりましてこちらの方に記載はしておりません。
1:19:30	規制庁大塚です。ポツが監視カメラの設置で、
1:19:34	B歩Ⅱが気象観測設備等の設置で、
1:19:38	Bポツの中に書いてある取水ピット水系及び潮位計のところが多分高須様のところだと思うので、
1:19:45	ここが、津波だけじゃなくて高字をも含むってということがわかるように記載いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:11	北海道電力の須原です。
1:20:13	26 別添 1-13 ページなんですが、
1:20:18	こちらの方の設計方針の方の (2) 報 (2) で取水ピット水位計及び潮位計の方で、津波襲来時の
1:20:30	襲来時及び高潮発生時のカイメイ変動を監視するという、
1:20:34	記載をしております、先ほどのページでは、
1:20:41	A B コウキソカーン。
1:20:43	附属設備等では風、竜巻凍結、降水等に含まれる記載と、
1:20:50	なっております。
1:20:52	規制庁大塚です。ページ変わって、26-67 ページの一行目のところは、
1:21:00	高潮には該当しないのでしょうか。
1:21:07	です。北海道電力の相良ですみません。b 項の気象観測設備等の中の、また津波監視設備として取水ピット及び潮位計を設置するというもので、
1:21:18	こちらの方で高潮を、
1:21:22	監視するという、
1:21:25	ところでこの課税竜巻凍結、降水等のところに高潮、記載すべきという、
1:21:33	ご指摘でしょうか。
1:21:34	規制庁大塚です。そうですね
1:21:37	事象が幾つも書いてあるんですけど、高潮だけその高潮って名称が、この文章中に出てこなくて、他の事象については、事象名がちゃんと出てくるんで、
1:21:47	何か、
1:21:48	それもちょっと並びとしておかしいのかなと思ったので、
1:21:51	このまた以降の取水ピット水系及び城池のところに、
1:21:56	何か高潮って言葉つけ足していただければいいのかなと思うんですけど。
1:22:01	いかがでしょうか。
1:22:04	北海道電力の相良です。記載方法について見直し検討させていただきます。
1:22:11	規制庁大塚ですよろしくお願いします。
1:22:14	続きまして、26 の別添 1 の 13 ページをお願いします。
1:22:29	カメラについてなんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:33	すいません、これちょっとあわせてパワーポイントの10ページの方も一緒に見ていただいて、
1:22:54	パワーポイントの表の方にある、構内監視カメラの方。
1:22:58	の、右の欄は、④と⑤の、
1:23:02	カメラということなんですけど、
1:23:04	これだけ、他のカメラと違って赤外線カメラじゃなくて、照明機能つきっていうふうになってるんですけど、
1:23:13	この④と⑤のカメラが、比留間新居。
1:23:17	カバーしてる範囲っていうのは、
1:23:20	夜になったときに、
1:23:22	この照明機能で、
1:23:24	同じ範囲。
1:23:26	もれなく照らせるっていうことは確認はされているんでしょうか。
1:23:36	北海道電力の菅原です。
1:23:42	本監視カメラ、山側監視カメラにおきましては、
1:23:47	想定する自然現象。
1:23:50	保護に関する自然現象として森林火災を早期に把握する上で必要な監視カメラであり、
1:23:58	その炎の灯等で十分監視できると考えております。というのも本当該カメラは、高感度カメラの仕様になっておりまして、
1:24:10	月明かり程度の照度で、
1:24:15	監視できる仕様になっておりますので、照明機能で十分注意あたり監視できる。
1:24:23	機能を有していると考えております。
1:24:29	規制庁大塚ですその森林、④と⑤のカメラでは森林火災のみ見てるっていう説明は、
1:24:36	資料の中にありましたでしょうか。
1:24:44	森林火災のみをに特化した監視カメラあるわけではないのですが、そのような記載はございません。
1:25:04	先ほどもう見れない範囲があるということで、どのハザードを見るべきでどのカメラで見るかと、範囲の適切性というのは宿題としていただいとしたいと思いますんで、
1:25:15	いやあ規制庁宮ですけど、多分先行でハザードごとに分けたプラントってないと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:22	松波とは分けてるかもしれないけど、基本的には、設置したカメラで想定される外部事象の気象条件なり気象は見れますよっていう前提でやっていて、
1:25:34	ここだけ外部火災用ですとかそういう多分説明した事業者は、先行できなかったと思うんですね。
1:25:41	そういう意味を含めてよく確認してください。
1:25:45	はい今まであまり想定は何でっていうふうなことを細かく取り扱ってはないと思いますんで先行も踏まえた上でそういった回答を準備させていただきたいと思います。
1:25:57	規制庁大塚です。
1:26:00	ちょっと追加でちょっと細かい話になるんですけど、他のカメラの赤外線カメラの方は、
1:26:09	何か昼に見えるもので夜には見えないものってあるんでしょうか。
1:26:28	回動電力の相良です。
1:26:32	赤外線カメラにおいて、
1:26:35	化志向では見えるが赤外線カメラで見えないものもあるのかというご指摘でしょうか。
1:26:42	規制庁大塚です。要するに夜になると、
1:26:46	また施工で見えない部分がかかなり多くなると思うんですけどそうすると、赤外線に頼るしかないのかなと思うんですが、
1:26:54	そうしたときに、
1:26:58	比較表の記載だと、昼夜にわたり監視できる設計とするってあるんですけど、
1:27:03	本当に
1:27:04	ここに書いてある事象について、
1:27:07	夜についても拾って変わらない。
1:27:09	程度監視できるのかどうかっていうところがちょっと疑問になったので、漏れなくその辺確認されているのか。
1:27:15	どうかの確認をしたくてちょっと質問させていただきました。
1:27:25	北海道電力の菅原です。
1:27:28	赤外線カメラにおいては夜間においても監視可能であるものの別添の1-16に記載しております通り、
1:27:40	夜間、
1:27:43	武藤によって監視がしづらい状況等が、
1:27:49	あった際には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:52	監視カメラ以外の中央の監視パラメーター等で、
1:27:56	も、その辺を組み合わせて監視することを考慮しております。
1:28:02	規制庁大塚です。別添 1-16 のムの話っていうのは、
1:28:07	何か特殊な状況のことを書いてるように思うんですけど。
1:28:11	平常時、
1:28:14	夜、
1:28:16	については、
1:28:17	比留間と同じレベルで監視ができる。
1:28:20	というわけではないのでしょうか。
1:28:24	想定する自然現象については夜間においても赤外線カメラを用いて、監視可能であると。
1:28:32	考えております。
1:28:36	全く同じかと言われると、多少の相違はあるものの、想定する自然現象を赤外線カメラで、夜間においても、監視できると。
1:28:47	考えております。
1:28:50	原子炉規制庁宮元ですけど。
1:28:52	ちょっと、
1:28:54	他の方でもよく、今の確認をしてください。
1:28:59	まず、このパワーポイントの 10 ページ、これ代表的なんだけど、これ何て書いてあるかっていうと、
1:29:05	津波と外部状況地中にわたり監視できる設置すると、それを事業者としては設計方針としてますと。
1:29:12	女川に大飯 34 号と適合車同じですと。
1:29:16	言ってますよね。
1:29:18	言ってますよね。
1:29:19	それに対してこの別添 1-17 なりで見た時にそれが本当に一緒なんですかってなると、
1:29:28	大岩。
1:29:30	両方か施行とし水面下施行と赤外線のとつで、両方を昼夜問わず、見れることをここで説明しています。
1:29:41	女川比留間というあれはないんですけど、ここで次出されてるカメラは、
1:29:47	貸しコート赤外線 DR カメラなので、基本的には、昼夜問わずできますと。
1:29:53	で、ジャトマになったらどうかっていうと、泊の場合は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:58	津波監視カメラと構内監視カメラの左側の二つは同じことを書いてあるんだけど、
1:30:04	右側の構内監視カメラはかしこカメラしかない。
1:30:09	で、ここの違いをどう説明されようとしてるのが、我々はわからないって言ってるんですよ。
1:30:17	いいですか。
1:30:27	はじめに言いましたよね。この構内監視カメラっていうのは基本的には必要なカメラですと。
1:30:36	適合性に必要なカメラですと説明されてますということは、ここで言っている。
1:30:42	潮位は問わず監視できる、このカメラが
1:30:47	御説明が必要なんです。その説明をしてくださってことを言っているんであって、
1:30:53	他で代行できますとそういう話ではなくて、
1:30:57	このカメラは、基本的に適合性上に必要なカメラであって、昼夜問わず、
1:31:03	自然現象、要は津波含めてね、松波は3監視カメラあるから別だけど、できる設備をほう設置するという方針に対して、
1:31:13	その妥当性を説明してくださいっていうことを言ってる。
1:31:16	いいですか。
1:31:22	はい今ある資料ではその辺り読み取れないと思いますんで持ち帰らせていただいてご回答させていただきます。
1:31:32	はい。
1:31:32	規制庁大塚です。では検討の方お願いします。
1:31:35	続きまして、26の別添1の16ページをお願いします。
1:31:42	監視カメラの
1:31:45	記載で、上から5行目ぐらいのところに、津波監視カメラ、
1:31:50	垂直90度の展開が可能な設備とするっていう記載があるんですけど。
1:31:56	次のページの、
1:31:58	設備の表を見ると、
1:32:01	プラスマイナス90度って書いてあるんですけど、
1:32:04	文章の方は垂直90度の表記でよかったですでしょうか。
1:32:17	北海道電力の相良です。
1:32:20	当該カメラにおきましては、垂直±90°ですので文書上の表現では、
1:32:28	垂直180度が正しい記載となりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:35	修正したいと思います。
1:32:38	規制庁大塚です。はい。お願いします。
1:32:51	はい。規制庁大塚です。続きまして26の別添1の、
1:32:55	23ページをお願いします。
1:33:00	酸素濃度二酸化炭素濃度計の記載で、
1:33:05	電計のところなんですけど、
1:33:07	この表の中なんですけど、測定可能時間7時間ってあって、ちょっと先行と比較するとちょっと時間が短いように、
1:33:16	思えたんですけど。
1:33:17	バッテリーが切れた時っていうのは、何かアラームが鳴ったり、なんかすぐに気づけるような仕様になっているんでしょうか。
1:33:27	いや、北海道電力山川です。
1:33:29	まず、バッテリーなんですけどもIndicatorついてましてちょっとアラームが鳴るわけではないんですけど、だんだん減っていくのが見えますと、で、
1:33:40	なくなりかけると点滅しますと、というような仕様になっております。7時間なんですけどもこれ全く同じ機器をですね島根のCOⅡ系として使っております、
1:33:51	先行実績はあるものを使っております。
1:33:57	規制庁大塚で承知しました。ちなみに
1:34:01	バッテリー。
1:34:03	の残量の確認については、何か何かの手順等に定まっていたりするんですか。
1:34:09	何か確認忘れて電源が切れたりしないのかなと。
1:34:13	思ったんですけども。
1:34:16	あとこの予備があるってことなんですけど予備は、
1:34:19	何か同時に電源をつけるような手順になってたりするんですか。
1:34:24	それとも、
1:34:25	何か電池交換する時、
1:34:27	ねえ。
1:34:28	使ってる方の電源切る前に、
1:34:31	オンにするとかそういうことでしょうか。
1:34:34	はい。北海道電力山川です。詳細な社内マニュアルの部分なのかなと思いますけど中央制御室を隔離して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:43	監視用測定し始めてからそのあと、継続監視して、そのあと、電池がなくなるときにどうするっていう細かいところだと思いますんで今ちょっと、
1:34:53	そこまで決めている記載があるかどうか即答できないんですけども、今おっしゃられたように、電子切れかけましたら、予備ありますんで、日を持ってきて、交換してということで連続して測定することを考えております。以上です。
1:35:09	規制庁大塚で承知しました。
1:35:23	規制庁大塚です。続きまして 26 の別添 1 の、
1:35:28	73 ページお願いします。
1:35:34	下の表のところなんですけど、食料等のところで、
1:35:38	女川簡易トイレがあるのに対して泊は入ってないんですけど、泊はいつ用意しなくてよろしかったでしょうか。
1:35:48	はい。北海道電力山川ですこちらなんですけども女川さんの回答例なんですけど、※書き、※書きじゃ読めないですかね。水木さん。
1:36:00	プルーム通過時に退避室にこもるという運用BWRさんされてまして、BWRはですね退避室ございませんですし中央制御室の空調バウンダリの中にですね、
1:36:15	トイレもありますと、ということで中央制御室の食料とか備品として 7 日間、前センター入れるように、食料を用意するんですけどもその中に簡易トイレ、
1:36:26	必要かどうかというふうに考えまして必要ないだろうということで、記載しておりません。
1:36:33	規制庁大塚でしようしました。プルーム通過 g のみに使うということでまとめり方では記載してないということで承知しました。
1:36:42	最後ですけど、26 の別添 2-156 ページをお願いします。
1:36:48	ちょっと記載だけなんですけど、
1:36:53	一番上の 7.5 (1) のところで、
1:36:58	ちょっと被ばくのっていうのを、多分今回追加していただいたんですかね、ちょっと
1:37:04	日本語として被ばくが、
1:37:06	何かたくさん重なっててちょっと変かなと思うんですけど、ただ、前者の適正化をお願いできないでしょうか。
1:37:15	はい。北海道電力の鍋田でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:37:18	こちらなんですけれども、一応ですね、大井さんが同じ表現をされていて、
1:37:24	7.5 ポツのタイトルになってます
1:37:30	ごめんなさい
1:37:33	この
1:37:34	入退域時の被ばく及び、吸入摂取による入退域の被ばく、これの被ばく経路からの転換でかなり、
1:37:42	小城らしくなってるんですけれども、
1:37:45	一応、正しい表現がこちらなのかなという判断をして大井さんに合わせにいった部分。
1:37:51	となつてございます。
1:37:55	規制庁大塚です。大井と一緒にすることは承知しましたが、
1:38:00	この黄色の頭から読むと被ばくの被ばく経路からの運転員の被ばくってまた最後に被ばくがあって、
1:38:07	多分、
1:38:08	よく考えると、日本語として変かなと思うので、ちょっと適正化の検討をお願いします。
1:38:13	はい。北海道電力鍋田です。承知いたしました。こちらの記載について再考いたしたいと思っております以上です。
1:38:22	規制庁大塚です。私からは以上です。
1:38:27	議長の近藤ですちょっと私から何点か確認させてください。比較表の26、
1:38:33	－15 ページなんですけど、
1:38:36	一番上のパラグラフで設計基準対象施設である無停電法案運転保安灯って書いてあるんですけれど。
1:38:45	この女川の方見ると中央制御室照明って書いてあって、
1:38:50	あれなんですかね、泊は無停電運転保安とだけでいいんですけど運転保安とは、
1:38:56	入れて、何かどっか後の、例えば26－43とか、
1:39:01	(5) の記載だと、作業用照明とか書いてあって、作業用照明は確か無停電運転フォントと運転ファン等ですとか、11条で定義してたと思うんですけど、
1:39:12	ここの26－15は、こっち側1個だけでいいんですか。
1:39:18	いや、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:19	はい。北海道電力山川です。ここの記載なんですけれども、泊蘭、翁長さんもそうですけど設計基準対象施設であるという、
1:39:30	DB施設という意味で言いますと、11条で言っているメディアた。
1:39:39	本当に当たるのかなと思ってはいたんですけど今おっしゃられた話、確かに11条だと、バッテリーついてない方も、DB施設、
1:39:51	何でその総称でいうと作業用照明の方が適切かもしれないので、そちらをちょっと確認した上で、適切な記載にしたいと。
1:40:02	思いました。はい。以上です。規制庁のですありがとうございます当該箇所以外でも確か、牟田。
1:40:09	運転保安灯って書いてあるところがあって、その書き分けの方がいいのか、書き分けない方がいいのかっていうのは、ちょっと検討していただいてご対応お願いします。
1:40:19	北海道電力山川です書き分けとしましては外電喪失のときに使うDG給電で期待するものなのかSBOでバッテリー給電に期待するものなのかと。
1:40:31	いったところ、あと総称でいいのかといったところも踏まえて、記載を見直したいと思います以上です。規制庁のですよろしくお願いします。続いて26-63で、
1:40:41	これ記載だけなんですけれども、
1:40:44	Cポツの循環系統の括弧Aの容量のところこれ1機しかないから一基当たりって書かなくてもいいのかなと思ったんですけど何か他のところ、
1:40:56	何か1個しかないやつは1基あたりとか書いてなかったような気もしてちょっと確認だけお願いします。
1:41:06	はい。北海道電力の鍋田でございます。おっしゃる通りですね非常用循環フィルタユニットは1基ですので必要ないようにも感じますが大井の方でも、
1:41:17	記載があるというか、大岩さん4号炉共用だからというふうに整理されるのかなと思う。
1:41:22	今考えましたのでこちらの記載の方検討させていただきたいと思います。はい。規制庁のですよろしくお願いします。
1:41:29	続いて、別添1-13なんですけれども、
1:41:34	(1)の監視カメラのところで、
1:41:37	これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:39	黄色ハッチングのところの津波監視カメラのあとの3号炉、北東法面って書いてあるんですけど、
1:41:47	まだこれは、3号炉の何とか建屋とかそういうのとか書いてないんですけどこれこれはもう3号炉北東法面っていう記載でいいのか、ちょっと教えてくださいってだけです。
1:42:00	北海道電力の菅原です。こちらにつきましては建屋等に設置するものではなくて裏面の裏面にポールを立てて設置するものですので、このような記載とさせていただきます。
1:42:13	以上ですそれで、
1:42:16	報告としてよければね、わかりました。ただ何となくなんですけど、何か北東なのかとかちょっとよく3号炉って、あれですかね、炉のことから1点とかだとちょっとよくわからなかったんですけど。わかりました。
1:42:30	衛藤近藤です続いて26-別添1-15なんですけれども、これパワーポイントの資料でもあったんですけど、単にわかりやすさの観点で、赤が完成と構内監視で、青が
1:42:43	津波監視カメラっていう凡例を何か、
1:42:46	載せといた方がいいかなと思って。
1:42:48	26-別添1-17とか凡例書いて、
1:42:52	稼働範囲がこれとか、
1:42:55	津波監視カメラがこれですとか書いてあったらそっちの方がわかりやすいかなと思いました。
1:43:02	北海道電力の相良です。凡例の方を次回、
1:43:06	前にこの記載したいと思います。
1:43:15	はい。規制庁大野です。よろしくお願いします。あと、26の別添1-21なんですけれど、
1:43:22	これごめんなさい備考の意味がちょっとよくわからなかったのを教えていただきたいんですけども、女川の審査実績の反映で、
1:43:32	6条外部からの衝撃による損傷の防止のうち有毒ガスに対する記載内容を運用しており、
1:43:39	6条にて女川の記載とする設備と相違している。あれこれ女川、あれなんですけど六条側では書いてあるけど26条ではこういう表がなくて、
1:43:49	ただ六条との関係でやってますっていうことだけ、どうですか。
1:43:54	北海道電力の相良です。ご認識の通り、女川の方では、この当該施設がない等による把握が不要な事象の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:04	記載例がございませんでして、
1:44:08	の方を、に記載を合わせる形で記載しております。有毒ガスにつきましては、大井さん、女川も、6条の方で記載されておるんですけども、
1:44:21	その記載内容が、6条、白ナンバーの審査実績を踏まえた、
1:44:26	記載内容としておりますんで、その部分だけ大井の方と差が出る。
1:44:32	ことになっております。
1:44:35	以上ですわかりました。続いて別添1-22でこれちょっと、
1:44:40	教えていただきたいんですけども、取水ピット水位等、
1:44:45	潮位がTP、
1:44:48	レンジがマイナス7.5とかマイナス8.0とかって書いてあるんですけど、これあれなんですかね、マイナス8.0ぐらいがもう底盤ってことなんですかそれとも、
1:44:59	何か。
1:45:02	すいませんー8.0でもう頭打ちになっちゃってるので何かあれですかっ てもう底盤がもうここ何でとか、すそそういう範囲なのかちょっと教えて くださいっていうだけです。
1:45:11	はい。北海道電力の菅原です。シスピット水系につきましてはスクリー ン室内に取り付けておりましてTP-8メーターが底面に、
1:45:22	なっております。
1:45:26	規制庁のSわかりました。
1:45:30	ってことは、あれなんすかねえと通常水っていうのは、初期潮位ってい いますか、通常の水ってどれぐらいなのかなっていうのがわかれば教え ていただきたくて、もしかしてこれって結局高潮とか津波っていうのは 潮位計でしか観測できないってことなんですか。
1:46:21	規制庁のです。それではちょっと後に、もう1点だけ私から最後に確認 させていただきます。
1:46:46	そうです。すいません。私から大丈夫で申し訳ございません。
1:46:55	規制庁深山です。ちょっと私、そんなたくさんですけど、何点か確認さ せてください。ちょっと
1:47:04	比較表ちょっと小さいのでこの全体のまとめ資料側の資料2-1で言い ますと、
1:47:16	ちょっとますよね。
1:47:23	これちょっとSA型情報と重なって申し訳ない26条の別添1-30の、
1:47:30	保安なりの考え方なんだけど、僕拒んだりの範囲って何かわかんないけ ど中央制御室で左側わかるんだけどこれ右側何があるんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:39	上でしたっけ。
1:47:43	はい。北海道電力山川です。図はマスキング範囲になるんですけどもご質問いただいたところは、上のフロアになります。
1:47:54	これは何、何があるんですか。
1:47:56	言った。
1:47:57	マスキング仮称であれば
1:48:01	止めますけど、止めますはい。
1:48:05	はい再開します。
1:48:07	あとですね、
1:48:09	これ以上さっき尾野の指摘と一緒になんですけど 26 条一別添 1-43。
1:48:14	これ証明関係変えて概略図書いてあるんですけど、
1:48:18	青と赤と黄色の丸なんだけど、上に書いてあるのが作業用照明無停電長石通常諸証明として書いてあって、この中にある青と、
1:48:29	赤と黄色とちょっと、記載が合わないのそこは教えてもらった方がいいかなと。
1:48:35	すいません 26 条別添 1-43 です。
1:48:54	すいませんここの図の 2-5-2 で書かれているところで、図の中では、
1:49:02	無停電保安灯を通常照明可搬型照明、各 S A って書いてあって、こういう設置ありますよって書いてあるんだけど、上の設計の考え方だと作業用照明っていうのが、
1:49:17	下と連動しないと。
1:49:19	デブ停電保安灯照度これは、青だからわかるんですけど、あと中央制御室。
1:49:26	照明照度っていうのが多分その、
1:49:29	通常照明のことを指してるんだと思うと今度、
1:49:33	ここで書いてある作業用照明って何のこと言ってるのかなっていうのが、
1:49:37	あたりだったのでこと合わせてもらった方がいいかなと思いますけど。
1:49:40	はい。北海道電力山川ですこちら十条から持ってきた図ではございますがそちらとも調整して、記載の適正化を図りたいと思います。
1:49:51	お願いします。あとですね、これはいづれ
1:49:55	すいません、ちょっと
1:49:57	北海道電力さんどうぞ。はい。新倉。
1:50:00	次に、よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:03	どうぞ。
1:50:04	今ご指摘いただきました照明の
1:50:07	ところをご説明いたします。
1:50:12	上に記載がある作業。
1:50:15	証明というのはですね、この無停電運転保安灯と記載しておりますが、こちら
1:50:23	外部電源喪失時にですね、リーダー発電機から給電する形となっております、ディーゼル発電機による給電する時の照明照度のことを、
1:50:35	この作業用照明、
1:50:38	記載してございます。一方でSBOになったときには、ええな。
1:50:43	内蔵する蓄電池からの給電を行います、その時の
1:50:49	ちょうどについてはこの無停電運転保安灯照度
1:50:51	ということで、記載しているものでございまして、実際物としましては、
1:50:57	作業用照明もですね、無停電運転保安灯もですね、さしているものは同じでして、給電している。
1:51:06	D級でなのか。
1:51:07	内部地区建築であるのか、その違いによる、遊佐でございます。
1:51:13	規制庁宮です。わかりましたじゃちょっとそれわかるように、図で、※か何か振っていただければなと思いますのでよろしく申し上げます。
1:51:21	はい。北海道前屈に設置しました。
1:51:30	はい。あと最後もう1点、このパワーポイントがわかりやすいんで確認なんですけど、
1:51:36	10ページのところで、
1:51:41	津波監視カメラ構内監視カメラ、電源の話なんですけど、
1:51:48	津波監視カメラは、代替交流電源設備からの給電が可能って書いてあるんですけど、
1:51:55	これ、DB側じゃんなんの電源からもらうのか、これSAの電源車が書いてないんですけど、
1:52:01	ベビー側非常用電源ですか。だから通常の、
1:52:05	通常の電源って、何かからもらってるんですかっていう初めから、代替交流電源設備じゃないと思うんでデービー側だと。
1:52:14	ここの記載って、少し適正化した方がいいんじゃないかなと思うのと、あと、構内監視カメラ、常用系だけなんですけど、これ、常用系だけでよかったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:23	ちょっと私もあの情景じゃないと駄目非常につなげなきゃいけないって いうつもりはあまりないんだけど、
1:52:29	これ、先行審査実績を踏まえてこれ乗継だけでよかったんですけど、 ちょっと教えてください。
1:52:46	北海道電力信号でございます。まず津波監視カメラにつきましては、非 常用電源からも給電できますんで、通常時はDBの状態では、
1:52:58	非常用電源からの給電で、代替交流電源からも給電が可能ということで ちょっと記載のほうを適正化させていただきます。
1:53:07	構内監視カメラのほうの電源につきましては、
1:53:12	ここ、
1:53:18	上、こちらに書いてあります通り常用系の電源からの給電の日となっ ていたと。
1:53:27	思います敗訴。常用系電源からの給電でございます。
1:53:34	わかりました。ちょっと私もこれ中で、いいような気もするし非常の後 追いであって良かれと思って非常があった方がいいかなと思うんですけど ちょっと先行実績踏まえて、
1:53:44	同じか、同じ設計かどうかよく確認してください。よろしくお願いま すいいですかね。はい、承知しました。先行の状況、確認した上で、常 用系電源が適正かどうかというところを確認して、必要に応じて修正 いたします。
1:53:59	はい。私の方は以上です。
1:54:09	規制庁の片桐です。比較表の方で26-60ページをお願いします。
1:54:19	前に聞いたかもしんないですけど下の設計方針のところやはり装置の分 離って古藤D。
1:54:27	装置を分ける設計とするっていう記載になってて、これ大岩系統を開け るっていう記載なんですけど。
1:54:34	ここはあの装置を分けるっていう表現を使ったのは何か理由があったん でしょうか。
1:55:06	ちょっとこちらへ行きたいかとふうに考えますが、確認させていただきます。 1ページお願いして、何か理由があるんであれば備考欄にもそう いう理由でちょっと記載をお願いしたいと思います。はい、かしこまり ました。
1:55:22	あと細かい記載なんですけど別添1の25ページをお願いします。
1:55:31	これ下に黄色字で／入ってるんですけど、何か半角と全角が、
1:55:37	結構入り乱れているので、合わせるのであれば、合わせてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:43	はい。北海道電力、山川です。こちらなんですけども、
1:55:48	泊3号炉の設置許可申請書のまとめ資料の記載のルールの中でですね、単位の中に、日本語のこの、例えば何人とかですね、入った場合については全角にするということで、
1:56:01	統一の周知がございましたので、それ以外の例えば記号である立米パーアワーとかですね、こちら半額になるといった、主事がございましてそれに合わせたこととなります以上です。今ちょっと見ててわからないけどそういう取り決めであると言え、
1:56:17	承知しました。
1:56:19	あともうこれも細かい記載なんですけど、別添1の75ページで、表貼り付けてあるんですけど、
1:56:26	この改行マークとか見えちゃってるので、ちょっとそこは工夫できたらお願いします。
1:56:36	電力の吉野でございます申し訳ございません。次回
1:56:41	こちらですね表を貼り付けるときにはこの改行マークが表示されないようなものにしたいと思います。
1:56:48	規制庁から消して最後別添1の131ページをお願いします。
1:57:00	ちょっとSAに絡むところなんですけど、一番下の三行、2、3行目で、
1:57:07	格納容器のDF1っていう記載があって、これは多分有効性の方でも議論してるところのお話だと思うんですけど、ちょっと結構、59条にも、ここの2直二のような記載はあるんですけどここ、
1:57:22	やっぱり貫通部のエアゾールに対するDFっていう記載できちんと書いた方がいいと思いますので、ちょっと59条の方とかも含めて、
1:57:33	記載を検討をお願いします。多分別添2の、
1:57:39	94
1:57:41	だと。
1:57:43	原子力格納容器貫通部のとかいう記載になってるんですけど、ちょっとこちら辺は記載を、全体見て統一させていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
1:57:54	はい。北海道電力の鍋田でございます。ご指摘の趣旨踏まえまして除染係数というものであるということとあとエアロゾールっていうものが対象であるということが、
1:58:04	わかるような記載を検討したいと考えます以上です。木島ですよろしくお願いします。私から以上です。
1:58:16	いいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:58:18	規制庁の長江です。
1:58:20	ちょっとパワーポイントの方が見やすいので資料5のパワーポイントの
1:58:26	18ページ。
1:58:32	中央制御室の居住性に係る被ばく評価のところ、この18ページがそのDBAの時の、
1:58:40	中操の
1:58:42	居住性の話で、次の19ページが、
1:58:47	重大事故時っていうか炉心が損傷した時の中操の居住性の評価結果なんですけど、この表が一応対応になるんですけども、
1:58:58	19ページの表を見ていただくと、
1:59:01	表の7D、
1:59:04	ここに一番表の右の方に、評価結果で、その7日間の実効線量って書かれてるんですね。で、
1:59:12	18ページのDBAの
1:59:15	設計基準事項のときは、これ30日間なんですけど、ちょっとその30日間の評価っていうのがないと、3、浅野仁科の下で全然違うので、
1:59:27	ちょっとこの線量の操作も違うんですけど評価期間が違うということで、
1:59:32	19ページに
1:59:35	まず合わせていただき、いただいて、
1:59:38	その30日間というのを18ページの方に表の中に入れていただいて、
1:59:42	さらに、19ページの、ちょっとあいな、もう一度19ページの方に戻っていただいて、
1:59:49	その7日間の実効線量っていう内訳がね。
1:59:53	外部被ばくによる実効線量と内部被ばくの実効線量でその足したトータルの実効線量の合計っていう、
2:00:01	内訳がきちんと書かれてるんですね。
2:00:04	で、
2:00:05	かつ室内作業時と入退域Gの被ばく経路は五つ、全部で五つあるんですけど、それが書かれているのに対して、
2:00:16	18ページの方は、これ多分原子炉冷却材喪失LOCAとSGTR二つ入れたんで、表がちっちゃいから、わかんないんで込み込みの実効線量を全部書きちゃってるんですけど、
2:00:32	これも19ページの方のように内訳ですね、外部被ばく、
2:00:37	等内部被ばく食うに分類した形で、最終的に実効線量っていう形に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:44	した方がいいと思うんですねそれで
2:00:46	比較すべきは今S蒸気発生器の電熱か破損の情報ってパワーポイント上は、
2:00:54	LOCAの方が高いんで、こちらの方で十分で、この時のDBAの時のLOCAと、
2:01:02	新型沖田炉心が溶けた19ページのこの大LOCAシーケンスで、その中の注水かなんかの機能喪失のときのイメージだと思うんで、
2:01:11	それを比較すればいいのかなと思うので、この表を同じメッシュで、合わせてまずいただきたいというのと、
2:01:22	それから
2:01:24	今日の資料2-1ですまとめ資料大きい方で、
2:01:29	まとめ資料2-1の
2:01:31	26条の別添2-1の8ページ。
2:01:37	26条を別添2の、
2:01:40	-1-8ページ、2、
2:01:44	ポンチ絵でですね、中央制御室数の、先ほど五つの被ばくの経路があるっていうので、
2:01:52	そのガイドで評価ガイドで書か
2:01:56	書かれてる五つの
2:01:59	被爆ルートです、割とわかりやすく書いてるので、
2:02:03	これを
2:02:04	1枚入れていただきたいんですね。他のところも中操の関係、換気空調とか、いろんなP&IDとか、
2:02:13	わかりやすい絵があってそれから評価があった方がわかりやすいと思いますので、被ばくの評価のルートはこういう経路で、放射線の影響評価をやってるんだっていう、
2:02:26	この表の1ポツ3ですね、5年、2-1-8ページのこの絵があった方が全体わかりやすいので、これを入れていただければいただいた方がわかりやすいのかなと。それとDBAと、
2:02:40	SAで同じ評価結果のメッシュで比較できるようにするというのと、
2:02:46	それから
2:02:48	パワーポイントではですね被ばくケアの説明がですねちょっと簡略化されてるんですけど、
2:02:55	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:56	まとめ資料の別添の2-1の8ページの表の1-3の、は、①から⑤のワーディング、これが正確な被ばく経路の種、説明になってるので、
2:03:08	これが井戸の
2:03:11	そのまま引用されてますので、
2:03:13	これがないと
2:03:15	なんですね池永ませんと言われたってわからないし、どういうものかっていうのが、
2:03:21	下の漫画と、番号がちっちゃいんですけど①から⑤まで番号振ってますので、
2:03:27	具体的にこうわかりやすいかなと思いますので、
2:03:31	正しい表記にこう直していただいて、
2:03:35	そうすると
2:03:36	結果として見やすいと思います。それから
2:03:40	一番、これも
2:03:42	抜けてるところなんで18、18ページ19ページで18ページは、
2:03:46	基準規則の26条の引用がないのと同様に19ページの方は59条の吸収性の評価。
2:03:56	教授制の要求事項が南条であるかってはっきりと書いてないので、そこもちょっと書いていただければと思います。
2:04:05	ここまでちょっとよろしいですか。
2:04:11	はい。北海道電力の鍋田でございます。
2:04:14	今いただいたご指摘といたしまして表6もですねSAと同じように、30日ということに記載するですとか内部外部を分ける。それからSGTRはパワポとしてはいらないということ。
2:04:27	それから被ばく経路のポンチ絵を入れることと被ばく経路の文言についてもガイド通りに記載する。
2:04:35	それから条文の要求を引用して記載する、こういったことをちょっと、
2:04:40	検討させていただきまして、適正化していきたいと考えます。以上です。
2:04:44	規制庁の長江です。それでもう一つ、今度フォーマットの形じゃなくてちょっと、
2:04:51	中身の話の19ページのところに、
2:04:55	パワーポイントの19ページのところに次いで原子炉格納、貫通部の除染係数、
2:05:00	見直しによる線量表。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:02	評価の見直しと書かれてるんですけど、この19ページの評価結果っていうのは、DF1の値なんですけどそれともDF10の評価結果なんですかね、どっちなんですか。
2:05:14	北海道電力の方ですこちらはDF1で評価した結果になってございます。そうすると、
2:05:21	一応何ていうんすかね
2:05:24	まだ中の評価結果っていうのは、獲られてないということですよ。
2:05:32	はい。北海道電力鍋田です。ご認識の通りでございます。
2:05:35	規制庁長井ソースとこのパワーポイント上は19ページの須磨仕って書かれてるんですけど、
2:05:42	ここは基本的には今の段階では
2:05:46	ちょっと
2:05:48	誤解しやすいのでちょっと確認したんですけども、必要ないということで、DF1ということをお願いいたしました。
2:05:55	私からは以上です。
2:05:59	規制庁植田ですそのほか質疑ありますか。
2:06:03	となればいや、
2:06:06	はい。
2:06:08	じゃあ、補足説明をお願いします。
2:06:11	北海道電力岡ですけれども先ほど質問いただいた十条に絡むところの回答を本店の方からお願いします。
2:06:18	はい。北海道電力の堤です。先ほど10条に関連する
2:06:23	ご質問いただきまして、説明させていただきます。比較表の26-33ページ。
2:06:29	でございます。
2:06:31	一番下に十条の範囲と記載しているところで、
2:06:34	中央制御盤の
2:06:37	記載ですねあまり欄でいうと発電用原子炉及び主要な関連設備と書いてあるところ、一方で多いですか、次のページになりますけども、
2:06:48	深山田川には具体的な整備を書いているというところがございます、こちらの当間大井ですとか、高浜宮についても最後に、等、
2:06:58	電気電気設備等と記載がございましてすべてすべての体制を記載してるものではないということで、泊欄のですね、
2:07:09	原子炉及び主要な関連設備というのが、基本的に同じものを指していると考えてございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:15	泊については既許可の記載を採用したものでございました。一方で記載をですね、適切に全厚に合わせるという観点からは合わせることも可能かと考えておりますので、
2:07:26	合わせる方向で検討を進めたいと考えております。
2:07:30	こちらは以上です。もう1点、ですけども、
2:07:34	同じ記載箇所、
2:07:38	あまり欄の一番最後に盤面聞き及びは盤面表示という記載がございまして、
2:07:44	次の
2:07:47	高浜12号深山3号炉については盤面キッキ及び盤面表示ということで、盤面機器と盤面器具というのが、そうしているということであったかとございますと考えてございますが、
2:08:00	こちらの
2:08:01	今回の記載範囲については、26条と10条のですね、共通の記載箇所として、こちら記載しておるんですけども、十条のみの記載の部分については、女川にも、
2:08:15	同様の記載表現がございまして、
2:08:18	こちらの先行BWRでは盤面機器と書いてあったものを、女川では盤面器具というふうに記載が変わっておりますので、その泊についてもまず盤面器具というのを中に合わせた
2:08:31	というのが実態でございます。その上で、盤面表示という部分については、泊3号炉等同様の
2:08:38	新型中央制御性基盤を採用している高浜12号深山3号炉の記載を参考に、盤面表示というものを記載したと、そういう表現になってございます。
2:08:48	説明以上です。
2:08:50	規制庁江田です。わかりました。じゃあ、
2:08:54	最初の方は、頭修正するということで、わかりましたありがとうございました。
2:09:00	他に何か26条関係でありますか。
2:09:04	そしたら今、北海道電力から1点26条59、基本的に59条の話なんですけども先ほど再確認1で配らせ、先行実績等リストで配らせていただいたんですけども、
2:09:19	先行実績の有無というふうな、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:21	観点でチェンジングエリアに対する説明はちょっと落とさなかったかなと思ひまして、そのあたり、2回目のヒアリングですけれども磯の方からちょっと補足させていただきたいと思ひます。
2:09:32	S s - Aなんですけど資料が一部 26 条に入ってるっていうことも、
2:09:37	わかりました後程説明させていただきます。
2:09:40	はい。
2:09:43	それでは一旦ここで休憩を 10 分間挟んで、ちょっと再開したいと思ひます。それでは一旦休憩とします。
2:09:58	規制庁アキモトですそれではヒアリングを再開します。
2:10:03	ヒアリングを再開します。それで 59 条と、あと 1.16 なんですけど、今日被ばく評価のところを次からやっていきたいと思ひますので、ちょっと被ばく評価関係で、事業者から、
2:10:19	特にこれが差分ですっていうか、
2:10:23	特に説明したいようなことがあればさっきちょっと説明してもらっていいですか。
2:10:29	はい。北海道電力芝田です。59 条のうち、被ばくに関わる部分を
2:10:36	比較表企画結果を取りまとめた資料で鍋田の方から説明させていただきますと思ひます。
2:10:44	はい。北海道電力の鍋田です。資料 3-5、59 条の比較表の方でご説明させていただきます。
2:10:51	1 枚めくっていただきまして、取りまとめた資料ですけれども、
2:10:55	こちらはですね 1 の一井の運営と運用と変更したものはございませんで、1-2 で被ばく評価関係ですですね資料いくつか追加していますというご説明になってございます。
2:11:07	ちょっと詳細は割愛させていただきます。
2:11:09	そして 1 枚めくって取りまとめた資料 2 ページ。
2:11:13	それから、3 ページ、4 ページとですね、こちらすべて 26 条と同様のつくりになってございますのでこちら割愛させていただきます、
2:11:23	もう 1 枚めくって取りまとめた資料の 5 ページ目、こちらにですね S A の被ばく評価についての差異主な差異ということで抽出してございます。
2:11:33	まず一つ目相評価シナリオですけれども、こちらは当然といえば当然でございまして、女川とは型式が異なるということで、
2:11:40	評価してる事象自体が異なっていますというご説明。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:43	それから2行目はBWRの方では対象ということでプルーム通過時に小森部屋がございますが、Pの方では設置しておりませんという差異となっております。
2:11:53	それから三瓶、3行目ですけれども、こちらも型式の相違でして女川さんは、非常用ガス処理系というものを使いますけれども、PWRでは2月空気浄化設備、
2:12:05	を考慮して被ばく評価を行ってございます。
2:12:08	それから4行目5行目ですけれども、こちらはですね元差異として抽出して、当社と女川での違いというふうにしてたんですけれども、こちらの吹き出し、点線とその下の吹き出しで示していますが、辻ということで今、評価再評価させていただいて、
2:12:24	女川さんと最終的には同じような条件でやらせていただくというふうに検討してございますが、現状の差異としてご説明させていただきます。
2:12:33	まず4行目ですけれども、交代要員の考慮方法ということで、
2:12:38	尾中大井とか、泊の方では、7日間の評価期間、これをすべてすべて評価した後滞在時間で割り算するというような、滞在時間を考慮して直が長い。
2:12:52	特に色が長くなるような、直の滞在時間で割り算するといった、DBの被ばく評価と同様の考え方でやってございましたが、女川さんとは具体的なスケジュールでそれに沿った評価というのをやってございまして、
2:13:06	当社もそちらに合わせて評価を今行っております。
2:13:09	それから5行目ですけれども格納容器貫通部の除染係数ということで、
2:13:14	先行BWRの方では、検討資料等を作成した上で現実的な値、
2:13:21	としましてDF10として評価してございますが、PWRでは保守的に1として評価をしております。
2:13:28	こちらですね、もともとBWRでは、Bのみの要求だったブローアウトパネル閉止装置、こちらの有無の必要性というところで評価されているというふうに整理して、
2:13:39	PDI値で保守的にやっても問題ないというような考えでございましたけれども、こちら先行実績反映として今10として、
2:13:47	見直しを検討してございます。
2:13:49	被ばく評価の添59条の取りまとめた資料については以上でございまして、最後に一つ
2:13:56	26条でも同じですけれども資料6-2ということで今回ご提出したのからさらにちょっと修正させていただきたいものというのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:05	挙げてございましてページ数の誤りが見つかったりですか、
2:14:09	あとは伊方さんですか先行Pにならって書いてたんだけどもそれがちょっとわからないようになっていた部分ございましたのでそういった部分を明確化するというようなことで記載してございますが、
2:14:19	こちらは後程、適宜参照していきたいと思いますので、説明は割愛させていただきます。
2:14:26	私は以上です。
2:14:30	規制庁秋本です。それでは質疑に入りたいと思いますので、具体的には資料3-6でいいですね。
2:14:42	資料3-6、
2:14:45	比較表で言うと資料3ですね、すみません補足は3-6ということで、補足と本来分かれてございますので3-6も含めた今ご説明させていただきます。ですよね。はい、わかりました。
2:14:59	59補足の166から、
2:15:03	始まって、一応、
2:15:07	P等くらい先行PWRと比べたらさっきの
2:15:13	スケジュールの話はあるかもしれないんですけどオリジナルの条件みたいなものっていうのはあるんですか。
2:15:23	北海道電力の鍋田でございます。基本的な被ばく評価の考え方といたしまして完全なオリジナルというところはございませんで、今回提出したもので、MOX燃料に関する部分とかがですねちょっと当社だけの記載みたいに見えていたんですけども、
2:15:39	そういったところも先行実績ございまして、次回以降、そこも反映して
2:15:44	同じということがわかるように修正させていただきたいということで今回、適正化リストも横江させていただいたというところでございます。
2:15:52	規制庁秋本です。わかりましたんっていう、ちょっと五部59補足の259ページなんですけど、
2:16:03	259ですね。そこで、青図、青字でエロージョンる除去速度の算出とかも、
2:16:12	るんですけど算出について記載してるっていうそういう理由も書いていただいているんですが、これもあれですかどっかと。
2:16:20	チャーと一生とか、そういう理解でいいんですか。
2:16:25	はい。北海道電力の鍋田でございます。
2:16:28	こちらですねすみません先ほどご紹介した資料のほうで記載させていただいたんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:16:33	先行PWRと同じ記載となって、基本的に同じ記載となってございますので、貼りつけた上で比較表の方適正化していきたいと考えてございます。
2:16:44	規制庁秋本です。あとは、59 補足の 272 なんですけど、ちょっと私の方から言うことは、ざっと 272 は、
2:16:56	これちょっとマスクング箇所なんですけど、
2:17:03	マスクングカードなんでちょっとマイクを外します。
2:17:08	わかりました。それでは続いて 277 ページなんですけど、
2:17:17	アニュラス内の温度は最高で 220 度程度まで上昇しますが最高使用温度を大幅に上回る事なくなるんですけどこれ最高使用温度って、多分ちょっとほかを見ればわかるのかもしれないけど難度とかってあるんでしょうけど、
2:17:37	北海道電力の鍋田でございます。
2:17:40	こちらについてすいません、今福藤が申し上げないんですができない状態ですので、少し確認の方させていただいて、ご回答させていただきたいと思います。
2:17:50	規制庁秋本ですただほかの資料を見たりするとわかるのかもしれないんですけど、ちょっとここの中で成立してんのかどうかをちょっと理解した方が早いかなと思うので、書けるんだったらこのところに最高使用温度なかつこなんちゃらっていうふうに、
2:18:05	記載してもらおうとス読みますっていうだけなんですけど、はい。
2:18:10	わかります。
2:18:11	はい、北海道電力鍋田です。承知いたしました。
2:18:18	規制庁秋本ですあと 59 補足の 406 ページですけど、
2:18:25	中央 4 品。
2:18:26	406 ページの下の%。
2:18:29	なんすけど原子炉建屋内、
2:18:31	から入るところなんすけど、
2:18:33	一応これで原子炉建屋、
2:18:36	と言っているのは原子炉格納容器も入っているっていう理解でよかったです。
2:18:45	はい。北海道電力の鍋田でございます。こちら原子炉建屋といたしましては明確に言うと原子炉格納容器ということになってございます。
2:18:54	PWRの場合は原子炉建屋やあの制限として原子炉格納容器のものを用いるということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:01	大井の場合は、ニュアンスがですね外側にあるという関係でアニュラス部も記載してございますが、
2:19:06	はい。
2:19:07	具体的に申しますと原子炉格納容器でございます。
2:19:11	規制庁秋本です。だからここで言ってる現象建屋っていうと、原子炉格納容器及びアニュラス部ではない。
2:19:18	ですから、
2:19:21	北海道電力の鍋田でございます。
2:19:24	衛藤。
2:19:26	大井の場合はですね、PCCVということでアニュラス部が外部遮へいの外側にあるということで、ニュアンスを別途検討して記載、評価しているためにアニュラス部という表現になるんですけども、
2:19:39	衛藤厚生Cvの当社含めて構成住民の場合では、
2:19:44	江藤アニュラ数分がですね検証者、遮へい、外部遮へいの内側でございますので、そこも含めて原子炉格納容器ないというふうな、
2:19:54	線源といたしましては、原子炉格納容器内にあるとみなして評価をしてございます。
2:20:00	規制庁脇本ですそうするとこれってあれですかセンコーはどう書いてるんですか。原子炉格納容器台っていうか、似たような、
2:20:11	ところでいいんですけど。
2:20:13	北海道電力の鍋田でございます。申し訳ございません先行Pの構成CVの先行Pの方も、もう一度確認させていただいて規制の適正化のほうを検討させていただければと思います。
2:20:35	電力の安井でございます。ですねこちらはガイドとか、昔で言うところNISA内規、井坂井戸っていうんすかねその記載を引用して原子炉建屋内のという記載をまずしております。
2:20:48	で、先行のプラントPのプラントもですねこちらについては原子炉建屋内という書き方になっておりまして、格納容器とアニュラスっていう書き分けが必要なのは先ほど鍋田が申し上げた通り、PCCV、
2:21:02	のプラントで、アニュラスがその外部遮へいの外側にあるようなプラント、そちらについてはちょっとそこを、アニュラス部っていうところをちょっと
2:21:10	強調しなきゃいけないところがあるのでこういう書き方になっているというものでございます。以上です。
2:21:16	城秋本です理解いたしました。419 ページです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:23	古事記補足の419ページの、
2:21:27	単純なこれ質問なんですけどこの黄色の枠って、これ何、何でしたっけ。
2:21:33	黄色なのか、黄土色なのかちょっとよくわかんないですけど。
2:21:38	北海道電力の鍋田でございます。
2:21:41	えっとですね、こちらにつきましては当初ですね、どうしても女川と比較する必要があるというちょっと考えがありまして女川と比較した上で全部青に青字にして理由を書いていたような、
2:21:54	ところでございまして今回
2:21:56	やはりPと近い部分ですので、大井との比較に切り換えさせていただいたので、文字の色がですね全部変わったということ、全部マーキングするとものすごく読みづらくなるので、
2:22:10	ちょっと枠で囲って識別させていただいたというところでございます。
2:22:15	規制庁秋本ですわかりました。で、あとは一番下のところのその負圧達成時間の18分なんですけど、
2:22:23	これは、
2:22:25	大井と比べると、ていうだけなんですけど、ちょっと長めなのかなと思ってこれってあれですか構成Cvの、
2:22:35	人たちは入り込むぐらいだっという理解でいいですか。18分ぐらい。
2:22:42	はい。北海道電力の鍋田でございます。ご認識の通りでございまして構成Cvの方が熱の回りが早いとか膨らむ、格納容器自体が膨らむといったこと効果がありまして長い時間かかっておりまして、
2:22:55	先行、更正処分の宣告にも大体似たような数値となっております。
2:23:02	規制庁アキモトでそしたら、個別解析による層位だけじゃなくて、もう少し書けることがあったら、理解するんで、書いていただけたらと思いますけどいかがですか。
2:23:16	はい。北海道電力鍋田です。そういう理由の方を少し充実化の方検討させていただきます。
2:23:24	規制庁秋本ですとりあえず被ばく評価私からは以上なんですけど、武智さんいかがでしょうか。
2:23:33	武智ですけれども、鈴木さんが時間がないようなんで先に鈴木さんからお願いしたいんですけど。
2:23:40	よろしいでしょうか。
2:23:42	はい。もちろんです鈴木さん、いかがでしょうか。
2:23:46	ありがとうございます。聞こえてますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:49	もうちょっと大きい声が助かります。
2:23:52	聞こえますでしょうか。
2:23:55	嘘です。
2:23:56	聞こえますか。大丈夫ですか。
2:23:59	大丈夫そうです。
2:24:01	ありがとうございます。補足資料の 353 ページ、
2:24:10	についてご質問をさせていただきます。
2:24:13	22-22 の室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法についてのところですね。
2:24:22	比較表のところで、まず、何点か質問あるんですけども、一番上のところで、中央制御室の非常用循環フィルタユニットは、
2:24:33	原子炉補助建屋、24.8メートルに設置されており、床の遮へいや離隔距離が十分であることから、線量は無視できる。
2:24:43	いうふうに書かれてるんですけども、少し前のページを見ますと、中操の入口が、19.3メートルTPのところ設置されていて、
2:24:54	高さでいうと、5メートルの差になるのかなと思うんですけども、
2:24:59	そうすると、ちょっと無条件に、床の遮へいや離隔距離が十分っていうほど、
2:25:09	今ちょっと近いのかなというような気がしまして、
2:25:13	もう少し定量的に、
2:25:19	説明をしていただけないでしょうか。
2:25:44	はい、北海道電力の鍋田でございます。
2:25:47	確かに女川ばあさんと比べると少し距離的にも近いというところで定量性に欠ける部分が、
2:25:55	あるかなと思いますので、少しこの辺りも、
2:25:59	補足できるようにちょっと検討させていただきたいと思います。
2:26:06	ありがとうございます。続きまして同じところの、
2:26:11	真ん中辺りの資金についてなんですけどもちょっと幾つか質問があるのでちょっとまとめて質問させていただきます。
2:26:18	まず、
2:26:22	説明のところで、キュウワーがフィルター要領ってなってるんですけども、
2:26:27	これは搭載週間のフィルターのことでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:33	ていうのが1点と、再循環フィルターだった場合に、外気取入例のフィルターがあると思うんですけどそれとDFは、一緒になるんでしょうか。
2:26:43	ちょっとどっかにちゃんと説明書いてあるかもしれないんですけどもすいません。
2:26:48	あとは同じ式についてちょっと入の説明が抜けてるようなんですけどもこれは核種の崩壊定数、核種ごとの崩壊定数ということでよろしいでしょうか。
2:26:58	ということ。
2:27:01	と、
2:27:02	あともう1点が、と同じ式の、
2:27:06	I1ですね、この外気取入口の方空気放射能濃度ってあるんですけども、これ具体的にどこの時点で評価されたものなんでしょうか。これはすいませんどこかにもしかしたら書いてあるのかもしれないんですけども、
2:27:19	あと、A I I Iについてもそうですね中央制御室周辺の空気中放射能濃度というふうにあるんですけどもこれ外気取入口とはまた、評価点が違うんでしょうか。
2:27:31	あとですね逆にすいませんちょっと次のページ行くんですけども、354ページの方に行くと、
2:27:39	各種の大気中の放出率は、添付資料に基づきまた相対濃度は、褒められる値を用いたというふうに書いてあるんですけども、これ式中では放出率も相対濃度も使用されて、
2:27:53	いないんですけども、ちょっと何を、
2:27:57	で承認したものがちょっと動かずにさせていただきたい。
2:28:02	です。あとすいませんもう最後もう1点。
2:28:07	なんですけれども、すみませんまた353ページの資料で、
2:28:13	その試験のAとA A c tですね、の説明のところで中央制御室内、放射能濃度っていうふうにあって、
2:28:23	これっていうのは、354ページのC K tですかねの放射能濃度と、あとは355ページのC T系って書いてある放射能濃度があって、
2:28:39	これ全部
2:28:40	引地保成能勢説明がちょっと全部バラバラなんですけれども、同じものを指していると考えてよろしいでしょうか。ちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:52	すいません何点か質問一緒にしちゃったんですけども、お願いいたします。
2:29:05	すいません少々お待ちくださいませ。
2:29:26	マスクングに関連するところがありますので、録音停止をお願いします。
2:29:32	規制庁アキモトでそれでは録音再開します。で、今のさっきのλの件とかなんですけど、
2:29:42	長尾見てたら、ラムダ書いてありますよね。
2:29:46	353 ページ。
2:29:51	ちょっと細かいですけど、このレベルで何か落とさないようにしてもらいたいと思うんですけどいかがですか。
2:29:59	はい。北海道電力の鍋田でございます。はい。ご指摘の方、その通りだと思いますので
2:30:06	再確認をしたいと思います。規制庁秋本です。今のλだけの話じゃなくて、他のところでもうちょっと細かいメッシュで見てたらちょっと劣る部分があるなどかだったら、それは自主的にちょっと改善していてももらいたいんですけど、いいか。よろしいですか。
2:30:24	はい。北海道電力の鍋田です。今一度全体的に見直しの方かけたいと考えます。以上です。規制庁秋本ですそれでは武智さんをお願いします。
2:30:37	はい。気象庁の規制庁の武智ですけども、大きく分けて2点、質問させていただきます。
2:31:15	それは具体的にいきますと、
2:31:17	59 条の補足説明資料の中ですね。
2:31:24	被ばく評価の主要条件ということで、表にまとめられてるものがあります。
2:31:34	その中で、地表面への沈着速度というのがあるんですけども、その記載が、希ガスは沈着なし、希ガス以外は 1.22 センチメートル／sec と。
2:31:45	書いてあります。それで、東以外の話なんですけど、
2:31:51	粒子状の物質は当然 1.2 センチメートル／sec で、疑問はないんですけど要素なんですけれども、要素は3種類ありまして粒子状のものと、
2:32:02	有機と無機ヨウ素と3種類あります。十四条は 1.2 センチメートルパーセクで有機はおそらく希ガスと同じように沈着なしという扱いになると思いますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:14	気になるのは無機ヨウ素の扱いで、無機ヨウ素っていうのも、1.2センチメートルパーセクでやってるのかどうかという辺りを、ご確認させてください。
2:32:26	はい。北海道電力の鍋田でございます。
2:32:29	ただいまのご質問ですけれども、無機ヨウ素につきましても1.2で評価の方行っております。
2:32:40	回答ありがとうございます、わかりました。保守的に検討されてるということだと理解しました。それから、沈着速度に関連してですね。
2:32:51	添付といたしますか後ろの方の2-15という、
2:32:55	沈着速度に関する説明の資料が、
2:33:00	ございますよね。そこについてちょっと確認をさせてください。
2:33:08	定着速度はNUREGCR-1、4号一井ですか、その0.3センチメートルパーセクに対して4倍ということで1.2という数字を出されているというのは、
2:33:21	承知しております。
2:33:22	それで、その4倍の根拠として、線量目標値の評価指針、
2:33:29	2、2倍から3倍という数値が記載されてるんでそれを保守的に4倍にしますと。
2:33:35	しましたというところまでは私は理解できてるんですけども、その先のですね、この補足説明の2-4、25の、
2:33:46	1.2のところ、地表面濃度評価時の地表沈着率ということでまとめられている二つの表がございます。具体的には、
2:33:56	中央制御室入口での話とそれから出入口間デイリー管理室の場合、入口のところの話なんですけど、
2:34:05	ここで引用されてる地表面沈着率というのは、
2:34:11	乾性沈着と湿性沈着の二つの足し算と、それから慣性沈着の比をとって、被害1.2倍とか1.3倍という数字を出されてますが、
2:34:23	線量目標値の評価主任は、慣性沈着と死生沈着の比が2から3倍と言われてるんで、この表は、もともと評価に使ってる4倍の根拠にはならないんじゃないかと。
2:34:37	具体的に引用するんであれば、その2-15の一番最後についての参考についての。
2:34:44	市制沈着の考慮についてというメモがメモと申しますか参考2があるんですけど、その一番下についての第1表というのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:55	湿性沈着と慣性定着の比で2.7という数字があるんですけど、これを、2.15の本文の15の方の本文に引用すべきであって、
2:35:06	先ほどの1.2とか1.3というのは、そもそも被ばく評価に使う数字じゃなくて、現実的には保守的ですよという話なんで、
2:35:16	適切な表ではないんだと思うんですけどいかがでしょうか。
2:35:27	北海道電力の安井でございます。
2:35:29	ちょっと大変申し訳ございませんちょっとページ数とかが具体的にちょっと今、
2:35:35	お示しいただけなかったのでもっと正直ほとんどついていけなかったんですけど、
2:35:49	ページ番号で言うと、
2:35:56	59-7の、
2:35:58	添2-15-1ページというところから始まるメモでございますが、確認いたします159の補足の304からの沈着速度、
2:36:10	衛藤原子力規制庁の宮です。少しちょっとマスキング箇所に入りますのでちょっと録音止めます。
2:36:19	規制庁アキモトですそれでは再開いたします。では、あと、被ばく評価関係いかがでしょうか。
2:36:30	規制庁のナガエです。
2:36:32	59条のちょっと
2:36:34	比較表ではなくてまとめ資料の方の見やすい
2:36:39	大きい字の方でちょっと、
2:36:41	ページが59-7の、
2:36:45	添付2-1-1。
2:36:48	59-7の、
2:36:51	添付2の、
2:36:53	-1-1っていう解析条件書いてる表なんですけれども、
2:37:01	ここでインベントリー計算してる運転時間のところで、このMOX炉心を想定してる。
2:37:08	ということだったんだと思うんですけど。
2:37:11	ウラン燃料の四分の3が、
2:37:15	あって、それからプルトニウムMOX燃料が4分の1って書いてるんですけど、
2:37:22	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:37:24	ウラン燃料とMOX燃料とウラン燃料の何ていうんすかね割合をイベントリーでその半分するんだと思うんですけども、その
2:37:35	燃料体数、燃料本数なのか、集合体数で、その何ていうの割合を決めるのかちょっとそこだけ
2:37:45	明確にこうしたいんですけども。
2:37:48	お答えいただけますか。
2:37:54	該当電力の安井でございます。こちらは、体数になります。
2:37:59	燃料集合体の総代のということでございます。そうするとちょっとそこに何か注記を入れといていただいた方が、間違いはないかなと思いますので、
2:38:11	それから下、
2:38:13	すみません、それから
2:38:15	次の次のページの添付2-1-2ページの方なんですけれども、
2:38:21	真ん中あたりに原子炉格納容器からの漏えい率が0.16%/dayということで、これ、多分PR共通で使われてる値だと思うんですけど、
2:38:33	一応何ていうんすかね
2:38:35	対象事故シナリオっていうかそういう試験数は、その度、どっかに記載は、何らかの割と高めになる。
2:38:47	シーケンスに上乘せしてるっていうふうに理解してるんですけど、それは何か示されるものがあるんでしょうか。
2:38:55	同電力の安井でございます。こちらは加圧破損のシーケンスに、保守的な値になるようにっていうことで設定したものなんですけど、これ鍋田さんどっか書いてあるんだっけ。
2:39:08	北海道電力の鍋田です。
2:39:11	ちょっと今思い当たる部分がございますので、わかるように記載のほうを拡充したほうがいい。すみません。北海道電力の安井でございます。添付資料の、ここに2.2、
2:39:22	24参照とございまして、
2:39:26	そちらのページが59-7の添付2-24-3ページ。
2:39:36	添付2-24-3ページになります。
2:39:48	規制庁の永江です。わかりましたありがとうございます。それともう一つ、
2:39:55	解析条件の表の添付2-1-3ページのところの、上から二つ目なんですけど、
2:40:02	その原子炉格納容器に放出される核分裂生成物の割合で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:06	入力値 465 の値をこれガイドからかもしれないんですけど、引用されてるんですけど、これについても一応あれですね後ろに添付資料 2-2-4 ということで一応
2:40:18	大 L O C A シーケンスのものと比較されて、問題ないんだっていうさういう、そういう説明を書かれてるっていうふうに理解してるんですがそれでよろしいですか。
2:40:29	北海道電力の安井でございます。そのご理解で結構でございます。
2:40:34	わかりました。私の方から質問以上です。ありがとうございます。
2:40:52	長秋本ですそれではじゃあ、被ばく関係は以上で、
2:40:57	残り 59 条と 1.16 はどっちが先とかあります、59 条からでいいですか。
2:41:06	はい、じゃあ 59 条の本文からいきたいと思うんですけど資料 3-5 ですね。
2:41:13	先ほど取りまとめた資料で、説明していただいたのは、
2:41:20	なんですけど、取りまとめた資料の 1 ページなんですけど、
2:41:25	1-2 の C ポツ D、
2:41:29	他者審査会合の指摘事項等を確認した結果変更したモノなんですけどそっか、運転員の勤務体系を踏まえた評価は、
2:41:37	尾野、BWR っていうことですかね。はい、わかりましたで。
2:41:44	当社が自主的に変更したもののうち、その 2 個目のポツで、酸素濃度計と統合してるじゃないですか。これって何か理由はあるんですか。
2:41:59	はい。北海道電力山川ですこれ、こちら、26 条の方でも記載があったんですけども、理由までは書いてないというところになります
2:42:09	当初、当社もですね大井さんと同じようにですね酸素濃度計と二酸化炭素のときは別々に用意してまして、そのあと、ちょっと審査がちょっと
2:42:21	プラントが開きまして、その間にいろいろ審査が進みましたと、最初に用意したものが製造中止になってしまって、
2:42:30	そういう情報がありまして、再稼働時期を見据えると、新しいものに変えた方がいいだろうという話になりました。その選定の際に、
2:42:40	柏崎さんを見たところ、統合したものがあつたと。スペースの観点と、あと、私運転員なんですけども実際に自分が使うのであればどういった方がいいかという観点で考えたところは当社が使いやすいだろうと。
2:42:54	ということで、柏崎さんの実績を踏まえて統合させていただいたということになります。
2:43:03	規制庁秋元です。理解しました。理由はわかったんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:09	基本的にですね審査官こういうのを見ると、何でってんですね。
2:43:14	なので、毎回ちょっと聞くのは好きことになっちゃうと困っちゃうんで、理由はわかるように、別にそんな生々しい言葉で書かなくてもいいですけど、
2:43:26	ある程度、理由がわかるように記載をしておいていただくと審査効率に繋がるんで、よろしくお願いします。わかります言ってる意味。
2:43:36	はい。わかりました北海道の山川です。説明がちょっと不足してわかりづらいというご指摘でしたので、なぜ変えたかといった理由を簡単に記載させていただきます。以上です。
2:43:51	規制庁秋本です。で取りまとめた資料の2ページですけど、さっきもDBのところでは話があったんですけど遮へいの感じと、と平賀ひらがなで設備は遮へい、
2:44:07	ひらがなにしていますっていうことは、し、
2:44:12	そこは区分けは分かったわかったんですけど、なんで、別に、
2:44:18	何ですかね設備名称であって、遮へいに統一すりゃいいじゃんってちょっと思ったんですけど、どうしてもできないですか。芝田です建設のときの常用漢字が塀が常用漢字じゃなくて、命名するときに、
2:44:32	増永仁木、命名すると、遮へいというひらがなの塀になって、今普通に文章を書こうと思うと、文章的には常用漢字が基準等でも、漢字になってるんで漢字になってるとで、
2:44:46	物の名称を解明するっていうふうなことまで踏み込んでいないという状況でござい。
2:44:54	規制庁アキモトですなんか申請書というかまとめ書、まとめ資料の中で、両方あるっていうのは、できるだけ避けたいなとは思いつつ、
2:45:05	どうしても変えられないっていうんだったらしょうがないかなとは思ってますけど、その感触がよくわからなくて、1000、
2:45:12	どうしてもこれは変えられないものなんですか。
2:45:20	すいませんちょっと内部で相談し、
2:46:24	はい。持ち帰り、
2:46:27	検討させていただきたいと思います。
2:46:30	規制庁秋本です別に変えろっていう意図ではないので、ちゃんと検討した上で、こうなってるっていうんだったらそれでその説明をしていただければ、
2:46:40	いいです単純に設備と、文章中は漢字なんですって、分けてるんですけどっていうだけじゃなくてそれを、じゃあ何でっていう話になるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:51	その理由が説明できるようにしといてくださいってだけですわね。
2:46:55	取りまとめた資料の3なんですけど、
2:47:00	3ページは、
2:47:02	女川の紙一番者のところだけ、同じ括弧で書いてあるじゃないすかこれ何の意図なのかちょっとよくわからなくて、
2:47:14	北海道電力鍋田でございます。こちら括弧で示したのはですね意図が伝わらないかなとは今思いますけれども、そういう理由のところでは少し記載してございますけれども女川さんはこれはSA設備とはしていないっていうところで
2:47:30	泊東井は、設備という位置付けなんですけど長澤設備、SA設備ではないっていうところで、ただ並べるとすれば、この、この設備が同じ役割をしてますということで並べたということでちょっと加古の方、
2:47:43	記載しましたけれども井戸は使わなかったと思いますので少し記載の方検討したいと思います。
2:47:50	規制庁秋本です。わかりました。
2:47:57	と、
2:47:59	他の方、何かあれば、
2:48:02	言って、先に言っておきたいとかあれば言っていたらいいんですけど、
2:48:06	ちょっと長くなっちゃうので、
2:48:08	大丈夫ですか。
2:48:17	で、
2:48:21	59-19ページですね。
2:48:24	全然止めていただいてもいいんで、
2:48:27	59-19ページは、
2:48:31	室内の雰囲気が悪くなった場合のところなんですけど、
2:48:36	普通の絵の雰囲気が悪くなったのを、
2:48:40	これはあれです抱えてないのわあ、そっかそっか、既許可の、
2:48:45	所清香と合わせたっていうだけっていう理解でいいですかね。
2:48:52	北海道電力鍋田です。少々お待ちください。ポツのところでは多分、
2:48:58	記載があると思います。少々お待ちください。
2:49:21	北海道電力鍋田です。59-7ページの方ご覧いただきたいんですけども、
2:49:26	こちらへ報通設置許可本部へポツになりますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:31	泊欄でいうとですね下から二つ目のパラグラフで、外部との遮断が長期にわたりということで、
2:49:37	先ほどご指摘いただいた文章と同じような文章になるんですけども、
2:49:41	こちらの雰囲気が悪くなった場合にはというふうに記載していて、これは女川も同じ状況ということで同じように書いてるんですけども、
2:49:50	別のところで別の表現するのはどうかなというところで当社としては記載統一させていただいております。
2:49:59	規制庁秋本です。わかりました。で、59-27 ページで、
2:50:08	可搬型照明のところなんですけど、これは、
2:50:13	常設 I I だ形になってるじゃないですか。
2:50:19	BWR って可搬モバイルも入れられた、入れていると思うんですけど。
2:50:27	これは、
2:50:28	泊としては常設だけでいきたいという意図なんですか。
2:50:38	北海道電力鍋田でございます。衛藤なのか、電源がってということですね。
2:50:44	江藤。こちらはですね
2:50:48	大飯と同様の状況ということで現在、常設代替交流電源設備というふうに記載させていただいて、
2:50:56	おります。
2:50:59	規制庁秋本です。下は使う可搬の電源車とかは、全然持たない感じなんですか、持たないっていか可搬型照明ぐらいだったらいけんじゃないかなんて思っただけなんですけど。
2:51:13	あまり載せると困っちゃうとかそういうことなんです。
2:51:18	北海道電力の鍋田でございます。
2:51:21	そういうちょっと容量的な部分で問題なさそうには思いますけれども
2:51:28	少し書くには、確認等が必要ですので、次、その辺り踏まえまして、
2:51:34	翁長さんとしては S A 設備ではないからこういう記載はないけれども、調節からも菅からも来ているという、
2:51:43	古藤と認識いたしましたので、少しそこも踏まえて 1 度持ち帰り検討させていただきたいと思います。
2:51:58	規制庁秋本です。すいませんちょっと私はあれですねちょっと B は、代替常設と可搬書いてるかなって思っただけなんです。
2:52:07	すいません申し訳ございません B はですね今か乾電池内蔵型照明という。
2:52:14	ことでちょっと設備が変わって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:17	ております。
2:52:23	規制庁上げてすいませんそっか。59-26 ページを見ると、その可搬型照明は常設だけなんですかね女川も。
2:52:35	そっか。わかりましたすみませんちょっとこれは、
2:52:38	ちよっともう1回見ておきます。ちよっとすいません補足させていただきます。今ですね、27 ページは(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備ということで、チェンジングエリアに設置するものはない乾電池内蔵型の
2:52:50	資機材という形で女川用意されていて、1 ページ戻りましてですね、また中央制御室に設置する照明が一番上でポツというところで、
2:53:00	記載ございまして、こちらではですねすいません当社と同様で、
2:53:05	常設代替交流電源設備ということになってございますので同じような、
2:53:09	構成となつてございます。
2:53:13	規制庁アキモトでは理解いたしました。
2:53:16	59-33 ページなんですけど、
2:53:21	スタッフの廃棄等のことが書いてあるんですけど、これは何でい書いてるんですしたっけ。
2:53:29	そっかごめんなさい。大井が書いてあるからってことですかね。すいません。2 パラメーのところなんですけど青字で書いてあるから何でだろうと思っただけなんすけど。
2:53:43	はい。北海道電力の鍋田でございます。そうですねこちらの文章構成がちょっと異なっていますけれども、こちらで先ほどの提示したリストの方に載せたんですけれども、伊方と同じ行分で記載してまして、
2:53:56	見方は、当社と同じように排気塔を分けて記載しているという
2:54:01	ところでしたので次回以降そこら辺わかるようにですね修正させていただきます。
2:54:09	規制庁秋元ですわかりました。59-36 ペイジーです。
2:54:18	酸素濃度、二酸化炭素濃度計なんですけど、これは、
2:54:25	中央制御室に保管するっていう理解で良いよかったですしたっけ。
2:54:32	北海道電力の鍋田でございます。
2:54:34	こちらはですね中央制御室にも保管するんですけども、中央制御室を少し出たところにあるキャビネットの方にも分散した形で保管するというのが、泊の状況でございます。
2:54:47	規制庁アキモトではそれはあれですかね、あれ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:50	何か、それってそこ、この前なんかどっかで聞いたような気がするんですけど。
2:54:55	この資料の中で書いてあるんですけど。
2:54:58	添付資料のほうで記載ございますので、
2:55:02	もしくは補足資料の保管場所図ですと具体的なポイントとして記載してございます。
2:55:14	規制庁秋本ですわかりましたで 59-47 ページですけど、
2:55:19	47 ページの括弧 2 んあの酸素濃度、二酸化炭素濃度計なんですけど、スケーターはこれで大丈夫っていうことでいいんですか。
2:55:37	25.0 とかのけた 5.00。
2:55:42	少々お待ちください。
2:55:56	北海道電力山川です今のご指摘はと同じようなことを書いているのに、市小数点以下の計多数が、小数点以下維持まで間 2 までかということではつきがあると。
2:56:09	いうご指摘ということでもよろしいですか。
2:56:12	規制庁アキモトそこまで全然コードじゃなくて、全然なんつうか、公認とかまで行ったときに、この数字が出てくる。
2:56:22	と思うので、何ていうんでしょう。25.0 で終わりであれば、そのエビデンスと一緒にすってという回答でも全然いいんですけど。
2:56:31	何ていうんでしょう、今、特段、この形多数で合ってるんですかっていいんですかっていうだけの話です。
2:56:40	北海道電力鍋田です。
2:56:43	以前ですね確認したような覚えがありますけれどもすみません今一度ですね確認させていただいて適正に見直しの方かけてかけさせていただきたいと思います。
2:56:53	規制庁脇本です。別に合ってる合っていないっていう気はなくて後段とちゃんと整合してるっていう説明があれば十分かなとは思うので。はい、わかりました。
2:57:06	で、
2:57:08	とさ。
2:57:13	59 の添付の 12 ページですね。
2:57:22	そういうことか。
2:57:25	ちょっと酸素の父兄と、酸素濃度に下がったその時なんすけど中央制御室内及び原子炉補助建屋内、
2:57:33	ていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:35	アース、いや、補助建屋も別にちゅ中央制御室だけのなって、
2:57:41	思ったけど、これはあれですねその付近を言いたいがためにこういう表現をしているってということなんでしたっけ。
2:57:52	北海道電力中出すみません、添付の12で正しかったでしょうか。
2:57:58	はい。そうですねご指摘のご認識の通りでして、単純に臨床補助建屋内とだけ書きますと少し差異として、
2:58:09	大きく見えてしまうかなというところで、中央制御室にもあり、その周りの補助補助建屋としか書けないんですけれども、はい、そのように記載の方させていただきました。
2:58:21	規制庁秋本ですわかりました。それって、
2:58:26	14添付14ページなんですけど、
2:58:30	これわあ、赤字で書いていただい線塗っていただいてるんですけど、これ、何ていうんでしょう、経度を動かした場合っていう、
2:58:42	1棟で、B、B系もSA設備でよかったんですよね。
2:58:57	はい。北海道電力の鍋田でございます。ご認識の通りでございますして駅を動かすという形になりますという、例示として記載させていただきました。
2:59:08	規制庁秋本です何か、そうするとあれなんですかね、なんか。
2:59:14	いやいっか。
2:59:16	なんか、赤、赤いところが形成設備だって思う人がいないですよ。
2:59:22	系統概略図に系統を動かした場合とか書く。
2:59:26	パターンもあるかなあとか、ちょっと思ったんですけどとりあえず、わかりました。
2:59:33	多重化してるのは、
2:59:34	そうなんで、はい。
2:59:40	59の添付の19ページですね。
2:59:45	少しちょっと細かい話なんですけど、気づいたので、課税台風積雪のところでは何か、
2:59:52	ちょっと、
2:59:53	変な感じになってません。
3:00:10	わかります。
3:00:20	規制庁秋本です別に大した話じゃないんでどうでもいいんですけど、22ページ行っていただいて、
3:00:29	22ページは操作対象機器が書いてあるんですけど、結構現場でくくってるじゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:00:38	女川見る等、何何建屋のどこだよっていうのまで書いてるんですけど、
3:00:45	これって同じレベルっていう理解でいいんですか。
3:00:52	北海道電力の鍋田でございます。申し訳ございません。こちらは少しレベルの方がですね女川の方が細かく記載しているというふうに認識いたしましたので記載の方、適正化のほう検討させていただきます。
3:01:06	規制庁秋本です。
3:01:09	それで、
3:01:13	59の添付の37ですね。
3:01:19	そういうこと。
3:01:24	ここの59の添付の37は、一番下のところですけど、酸素濃度の二酸化炭素濃度計、
3:01:32	原子炉補助建屋内に保管するか。
3:01:35	ここは別に重層は、
3:01:39	明示しなかったけど、
3:01:43	分けてはいるよっていうりかいいですかね。別にだから建屋内はないだからいいでしょってことですかね。
3:01:52	北海道電力の鍋田でございます。
3:01:54	そうですねここは女川さんもう制御建屋内ということでちょっとそれに合わせたような記載をさせていただいております。
3:02:24	規制庁秋本です50店舗の57ページも一緒ですので、それは同じコメントと、
3:02:32	ということにしといていただければと思います。はい。59条は、いかがでしょうか。
3:02:40	規制庁の尾野です。今の秋本確認者似たような質問なんですけど指摘なんですけど、59の35ページで、
3:02:50	S A 証明は、
3:02:55	そ操作、
3:02:57	性の観点で3個等、あと
3:03:00	チェンジングエリア用のやつで2個で、それぞれ1個ってというのは、
3:03:07	操作用のやつと、あと笹部のやつに1個ずつそれぞれ予備を配置してそれを原子炉補助建屋内に保管するってことでいいんですよ。
3:03:19	はい。北海道電力の鍋田です。ご認識の通りでございます。規制庁のでそれで59添付の35行くと。
3:03:29	一番下のところO d y s s e y 照明は3個設置するって書いてあってそれで1個予備ですって。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:36	書いてあって、今度サーベイの方はいきなり保有する3個で何かこう予備とかの概念がなくなって合計7個の、
3:03:44	可搬型照明を中央制御室及び原子炉補助建屋に保有するって書いてあってこれはあれなんですかね、中央制御室にも何かを原子炉補助建屋には7個設置すると、それとも補助建屋の中でどっちかで7個ってことなんですか。
3:03:59	北海道電力の鍋田でございます。
3:04:02	とですね、こちらの今添付35ページにつきましては、居住性を確保するための設備という部分の説明に接しております、
3:04:13	基本的には中央制御室で使うものの説明をさせていただくということで、
3:04:18	3個プラス、上2行目の3個プラス故障時の予備1個。
3:04:23	で、さらに
3:04:26	そこに汚染の持ち込み防止としては3個あるので、これと合わせた7個を
3:04:32	ということで個数に関してはそういった記載をさせていただいて、
3:04:35	中央棟原子炉補助建屋を、
3:04:38	いずれも書いていますけれども、その合計が7個ということでございます。
3:04:44	衛藤。もう少しですね下の方に、少々お待ちください。
3:05:07	北海道電力鍋田です。添付のですね46ページの方。
3:05:11	ご覧いただきますと、こちらはですね泊の記載しかありませんけれども、これはチェン징グエリアで使うもの。
3:05:18	について説明している部分でございます、
3:05:22	こちらでは先ほどと逆ですね、7人ぐらいで使うのは二つDプラス予備が一つありますと。
3:05:29	さらにNCRの居住性を確保するための設備としての保有数は4行を捨て7項ということで、記載をさせていただいております。
3:05:47	その方ですね、記載はわかったんですけども、
3:05:57	明日お待ちください。
3:06:09	規制庁の尾野です。
3:06:12	あれなんですかね中央制御室。
3:06:16	2、3個。
3:06:17	奥。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:20	中央制御室と原子炉補助建屋になんで合わせて7個であれなんですか、中央制御室には何個置くんですか。
3:06:29	結局、原子炉補助建屋の方側で何個っていうのは別に決まってるじゃないと思うんですか。
3:06:36	少々お待ちください。
3:07:10	すいませんちょっと小さいんですけども59条の補足42ページをご覧ください。
3:07:27	ちょっと小さいんですけども、
3:07:30	こちらにですね配置図のほうを示してございまして、点線で囲ってる部分が遮へいで囲まれた中央制御室になってましてその中に一つ点があると思うんですけども、
3:07:42	こちらがまず一つ目の保管場所型照明他もちょっと、
3:07:46	それから衛藤。
3:07:48	この横長に紙を見ていただいたときに、下に、ごめんなさいこれ設置場所ですね、左側にですね。
3:07:55	ぽつとあるのがこれがもう一つの保管場所、
3:07:58	そして上にあるのがもう一つの保管場所で、
3:08:01	一応成立周り徹底ですぐのところですね3ヶ所、合計3ヶ所、
3:08:07	保管場所としてはございまして、
3:08:10	その内訳につきましてはちょっと少々確認させていただきたいと思えます。
3:08:15	すいません。衛藤中央制御室のキャビネットに3台。
3:08:19	他のI I ろうにあるキャビネットに2台ずつ設置して、保管してございます。
3:08:28	各々ですわかりました。何か
3:08:31	そういうことか。
3:08:33	はい。
3:08:33	大丈夫です。
3:08:55	規制庁深山ですちょっとデービー側の資料での方がわかりやすいので、チェンジングエリアの話をちょっと確認させてください。
3:09:07	資料2-1になると思うんですけど、
3:09:12	まず、
3:09:15	増え、26条別添1-27、4、もう1個、もうちょっといいやつがあったんですけど、
3:09:27	これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:29	26条別添1の63。
3:09:32	この辺地衛星条文関係でチェンジ元の話が書いてあるんだけど、
3:09:37	これ1個で狭くないですかって、これすれ違えるんですかっていうのだけ。
3:09:42	教えてもらっていいですか。これ
3:09:44	幅が、おそらく2メートルしかなくて2メートルを、
3:09:49	行き帰りで分けていると。
3:09:53	多分そういうことになってると思うんですけど。
3:09:55	これ先行に比べて、
3:09:57	こんなもんですかねって言い方がよくないんですけどこれ、すれ違いますかっていう。
3:10:08	北海道電力の芳野でございます。
3:10:11	図の3-2-9、
3:10:15	はい。この図でのお話だと思います。江藤今中央制御室前へチェンジングエリアを設置する通路部の横幅が2メートルと約2メートルと。
3:10:26	ということでそこにスクリーニングエリア、
3:10:30	進展を測定するスクリーニングエリアと、あと中央制御室から現場の方へ向かう、通路を仕切りで分けているというところに対して、
3:10:42	狭いのではないかとということご指摘かと思えます。
3:10:47	実際にはですねこのスクリーニングエリアと、
3:10:53	現場の方へ向かう通路部を仕切るということは必須ではないというふうにはコンタミとかするエリアではございませんので、スクリーニングしているエリアということでございませぬけれども、
3:11:05	可能な限り、通路部分を干渉しないようにということで仕切りを分けているものでございます。今、フェンス。
3:11:17	屋外の
3:11:19	中央制御室の方からですね、現場の方へ向かう通路部については必要最低限の幅に設定しようと思っておりますので、大体
3:11:32	90センチ弱。
3:11:34	の、通路幅と、それ以外のスクリーニングエリアの方を、1メートル強というふうな仕切りを考えておりますけれども、チェンジングエリアの横幅は、すいませぬスクリーニング横幅狭い、若干狭くはなりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:50	長さが十分にちょっと確保できてございますので、そこで放管員がですね、作業員の体のスクリーニングをするというのは、十分に可能なエリアとして確保できているというふうに考えてございます。
3:12:05	名簿ですけど、
3:12:07	先行に比べてどうなんですかってこれ、これ極端に狭く見えるんだけど、今言われてるように1の62でいくとスクリーニングエリアっていうのがあって、この
3:12:19	薄い青のところね、青のところでも分その崩壊がサービスすると、
3:12:25	多分快適だちゃう。次違うんでしたっけ。
3:12:28	左側、北海道電力の吉田でございます左側の小井川の方が、スクリーニングエリアということで身体の測定をするエリアとなっております。
3:12:41	左がわーですね。
3:12:43	左、
3:12:51	一つ前のページのですね、の図をちょっと見ていただきたいんですけども、
3:13:00	図としまして図の3-2-8。
3:13:03	はい。そちらの方見ていただきますと、この濃い青と、薄い青で、
3:13:13	記載している箇所がですね、スクリーニングエリアと現場へ向かう通路を仕切っているエリアになってございます。この濃い方の青の部分が、身体のサーベイを行うスクリーニングエリアというふうになってございます。
3:13:28	この幅で運用上は十分問題ないというふうに考えて、
3:13:34	エリアを設定しているところでございます。
3:13:37	今年は何を表してねっこ星は、
3:13:41	北海道電力の芳野でございます。星につきましては2ヶ所ございまして、青い部分のところと上の方のオレンジ色のエリア、こちらの脱衣エリアになりますけども間型照明、SA、
3:13:54	阿寒型照明を、照明が切れたときですね、考えた照明を設置する場所としてここに設置しますということを示したものとなっております。
3:14:06	大体想像はつきましたが、
3:14:13	町ですよ。
3:14:17	ちょっともう1回確認させてくださいね、前のページでいくと。
3:14:21	うん。サーベイエリアっていうのがあそこに逃げりゃっていうのがありますよねと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:26	可搬照明にんがついてるところっていうのはここでサーベイするわけじゃなくて、
3:14:32	この下にある粘着マットのところサーベイするってそういうことですかね。
3:14:39	北海道電力の芳野でございます。サービスするエリアといたしましてはこの濃い青いエリアの中で、
3:14:47	サーベイをするという形になります。すいません。こいというちょっと表現が不適切だったかもしれないですが欲しいマークが記載されている青ですね。
3:14:58	はい。この縦長のエリアで、
3:15:02	そうですね。人粘着マットの5位から、
3:15:06	そうそうじゃなくてここ、青いところであるってそこの幅が、要は、
3:15:12	2メートルの半分なのでやっぱ1メートルちょっとしかないでしょうと。
3:15:16	1メートルしかないところで、
3:15:19	人が立ってサーベイできるんですかっていうところの実現性ってどの程度あるのかなっていうのと、あと、先行の例えばこういうチェンジグエリアって作ってると思うんだけど、
3:15:31	それぞれ作ってると思うんだけど、
3:15:33	泊のこのエリアの大きさっていうのは極端に狭くないかだけを確認してもらいたいと。要は、
3:15:40	先行の実績から見ると、
3:15:43	もうちょっと狭いところもあったような気がするんだけど、今これが本当に実現性があるのかなっていうのが、わかりませんということなんで、お願いしたいんですけど。
3:15:52	はい。北海道電力の芳野でございます。承知いたしました先行電力の大きさと比較してですね、泊が相違ないと、というようなこと。
3:16:04	まとめ資料の比較表の方でよろしいでしょうかね。比較表の方で説明するような形にさせていただきたいと思います。
3:16:12	はい。
3:16:13	あとですねちょっと別添の1の63に行った時に、
3:16:18	ここ空気の流れがあるんだけど、この空気の流れてのはどうやって起こすんですしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:26	北海道電力の芳野でございます。こちらの空気の流れにつきまして図の3-2-9の図かでございます。思いますけれども、青井矢印水色の矢印で空気の流れ示してありますがこれは、
3:16:40	中央制御室の空調装置を使って、空調装置が起動していると、この空気の流れを確保できるということを示してございます。
3:16:54	S A時にも、閉回路循環運転でも、こちらの空気の流れを確保できるということで、汚染レベルの低いエリアから高いエリア側の方に空気が流れるということを確認してございます。
3:17:07	えっとですねちょっと私が私もそうかなと思ったんですけど、
3:17:14	これハウスになってるんですね。
3:17:18	ハウスで要は
3:17:20	ハウスをつくって、
3:17:22	吸気ダクトの黄色のところと、排気ダクト高いところで流すと。
3:17:28	今言われたのは、
3:17:32	中央制御室の空気のラインがあって空気を吸気を出してるので、
3:17:38	もう問題ないですと。
3:17:40	救急を送っているんで、内側から多分長制御室から側から、
3:17:46	空気を送ってるので、出るんですけどっていう話だったんですけど。
3:17:51	これ中央制御室の境界って、
3:17:55	普段閉めてるんじゃないんで施工は閉めないんだっけここ。
3:17:59	ドア。
3:18:02	北海道電力の芳野でございますこの図の3-2-9の方のですね、矢印の開始のところに
3:18:10	吸気のダクトというのがございますけれども黄色の四角で囲っている、示している箇所ですけれども、こちらの中央制御室の中ではなくてですね、中央制御室の外通路部に
3:18:22	この休憩のダクトがございまして。そこから排気側の方に流れているということでございます。
3:18:32	結局、1-6 別添の1-64にいくとこれがわかりやすく書いてあるんですけど、
3:18:38	括弧 . . . は中央制御室のバウンダリですよと。
3:18:44	というそういう意味ですよ。
3:18:46	北海道電力の吉田でございます。この赤の点線がバウンダリーの範囲ということで示してございます。そこ私理解してるんですけど、この前のページのように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:58	なぜうまく流れるのかが理解できないってことです。
3:19:03	この流れにつきましては、試験でも確認をしております、
3:19:10	資料の方で少々お待ちください。
3:19:43	北海道電力の芳野でございます。資料の方の下 P a y P a y ページの方で 26 条、別添 1 の 65 ページの方をご覧いただきたいと思います。
3:19:55	こちらの方の泊欄の A と D、カッコの D ということで、九条措置法成立苦情装置による放水物の中、制御室への流入防止と、
3:20:07	ということで記載ございますけれども、
3:20:12	この中ですね、
3:20:20	すみません、本体の方で説明ちょっとさせていただきます申し訳ありません、第 26 条、別添 1 の 66、
3:20:29	申し訳ありませんカッコ d ですね。
3:20:33	はい。
3:20:35	はい。
3:20:36	こちらの方の中にですね、
3:20:40	三つ目の上から三つ目の段落のところ、以上からというところで、記載額とございますけれども、風向試験、
3:20:51	確認試験というのを行っております。その条件をマルで室、箇条書きで示しておりますけれども、実際にチェンジングエリアを運用する。
3:21:03	想定をして試験をしております、まずポツの一つ目としてチェンジングエリアを設置する、すべての資機材を設置してます。
3:21:11	そのあと、H グリーンハウスの両端に背設置する、カーテンこのグリーンハウスというのは両端、d e a l するところ着式のカーテンとしておりますけれども、
3:21:23	をちゃんと採用しております。
3:21:25	次に、空調装置につきましては重大事故時の運転状態での閉回路循環運転、これで試験を行っております。
3:21:34	で、次にグリーンハウスから中央制御室内の補正物の流入する経路となるように、
3:21:41	グリーンハウスですね、ちん人具エリア側、
3:21:45	すみません、スクリーニングエリア側ですね、中央制御室側といいますか、そちら側に取り付けたカーテン、それから、中央制御室出入口扉を開放した状態。
3:21:58	それから、中央制御室のバウンダリの境界となります。出入口の扉と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:22:07	付近のカーテン、そちらについては閉止した状態ということで、試験をしてございます。
3:22:13	この結果、先ほどの図に示した通りの空気の流れを
3:22:20	確認できると、確認できたということで、
3:22:24	この風向きは確保できるということで、この運用を採用しているところでございます。
3:22:34	はい、えっとですね。
3:22:36	これ、
3:22:36	他のP電力とかもこういうやり方をしてるんですか。
3:22:42	北海道電力の芳野でございます。
3:22:45	中央制御室のバウンダリの中にですね、陳神エリアを設置しているところにつきましては、すべてのチェンジングエリアを設置しているのは泊発電所のみということになっておりまして、
3:22:57	賃金への一部をバウンダリ内に設置しているというところは、九州電力、
3:23:04	ですね、仙台と限界がございます。
3:23:10	衛藤。
3:23:11	ちょっと私気にしてるのは、そこで中央制御室の中にチェンジングエリアを全部入れてますよと。
3:23:18	にもかかわらず、要は局はいかなんかで、無無理やりっていうかその強制的な空気の流れは作らないで、
3:23:26	要は自然の流れで吸収可能ですよと。
3:23:30	言ってるのは、ある意味、泊だけなんじゃないかなと思うんですけど違いますか。
3:23:36	北海道電力の吉尾でございます。
3:23:39	女川につきましては、女川と、大井につきましては、キングエリアのエリアA箇所につきましては、可搬型の空気浄化装置ですとか、
3:23:49	間形の空気浄化設備という名称で、賃金切れ内を換気するというような対応をしてございます。で、この間型の空気浄化設備を設置してない電力としましては泊も、
3:24:02	同様ですけれども、あと九州電力伊方を設置していないという状況です。
3:24:08	で、泊につきましては、管型の空気浄化装置を設置しなくてもですね、陳陣エリアの汚染のレベルの低い側の方から高井側の方へ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:20	空気を挙げれを確保することができますので、間形の空気浄化装置は必要ないということで、設置をしていないという状況でございます。
3:24:33	現状の認識としてはわかりました
3:24:38	中央制御室の中に作るってことのリスクを考えたときに、
3:24:43	言われてるように、例えばなんだけど、今の現状の実験としてはそ、そうなんですと。
3:24:56	その前提となっているのが、例えば別添1の79の、この
3:25:01	使用関戸空調設備の系統構成概要図ってのがいいのがあって、
3:25:05	これ
3:25:07	中央制御室と運転、今重たい運転員控え室って何なのかなっていう、何かだて今気づいたんだけど、
3:25:15	これ中央制御室の中にこれがあるのを今ちょっと初めて知ったんだけど、
3:25:18	これの入口と出口の位置が多分、
3:25:23	非常に重要で、
3:25:24	入口の位置が、例えばさっきのグリーンハウスのを、
3:25:29	出口の、
3:25:31	排気ダクトのすぐ上にあるとかね。
3:25:33	そういう話があって、
3:25:35	多分そっちに引っ張られてるんじゃないかなって気もしないことはないんだけど、
3:25:39	その辺少し、
3:25:45	問題ないと言えば問題ないのかな、現状を少しもう少し、実験結果だけじゃなくて実際の現場の
3:25:54	ダクトの吸排気の位置図取りとか、その金田店しませんっていう、要は長制御室がど開いてる状態での運用になるってことは結構リスクがあるので、
3:26:04	そこは事業者としてどう考えてるかっていうのは、多分書いといた方がいいかなと思うんですけどいかがですか。
3:26:09	はい。北海道電力の芳野でございます。基本的にバウンダバウンダリー内の中央制御室の入口ですね、ここは閉として入る入りする時に、開け閉めするという運用になりますけれども、
3:26:24	乳液する時には当然入口の扉を開けますので、この空気の流れの試験といたしましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:32	中央制御室の入口の扉を開けた状態であってもですね、ちゃんと空気の流れが先ほどの図で示した通り、流れるということを確認した結果となっております。
3:26:46	見本ですけど、そこは先ほど説明いただいたんで認識してます。
3:26:51	その理由を明確に書いてくださいと。いや排気ダクトがどこの位置にあってとかっていう話を私はしたつもりです。
3:27:01	救急排気ダクト、中央制御室の、ここで言っている循環運転なった場合の、
3:27:08	当然入口と出口が中央制御室側にあるわけだから、吸ってるところが、
3:27:14	中央制御室のバウンダリーのどこにあるかによって空気の流れが変わると思うんだけど、
3:27:18	そこが、その今言っている排気の入口の近くにあるからこそそっちが引っ張ってくれるんだと思うのでそこは書かないとわからないですねっていう話。
3:27:28	はい。北海道電力の芳野でございます。
3:27:31	先ほどの図のですね、3-2-9、
3:27:36	こちらのご覧いただきたいと思いますが、こちらの方で、空気の流れるところで吸気ダクトと排気ダクトを示してございますが、この立体図だと、
3:27:46	バウンダリの実際のどの辺りにこの吸気排気ダクト工があるかが、わかりにくいのでバウンダリ図の平面図で示すと。
3:27:59	理解しやすいという。ちょっとすいません勘違いされてて申し訳ない。私はこの、この吸気ダクト排気ダクトのことを言ってるわけじゃないです。
3:28:09	主要制御室の循環系の吸気ダクト排気ダクト言ってるっていうところだから書くのであれば、26条の別添の1の64。
3:28:18	この平面図の中に、要は、を書いた方がわかりやすいかなと思いますけども、
3:28:30	はい。北海道電力の芳野でございます。承知いたしました。
3:28:33	はい。給排気のダクトの位置を明記するような形にさせていただきたいと思います。それとあと、今さっきちょっと聞いてた運転員控え室ってことはこの、
3:28:44	要は、26条別添の1-64の中央制御室の前のふた部屋のこと言ってるのかなもしかして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:52	北海道電力の芳野でございます。その通りでございますして、中、中央制御、運転員控え室が下、
3:29:02	ですわ左側の中央制御室という面の下の方を示しておりますして、上の方は、定検、運転員の
3:29:11	控え室、
3:29:15	もう一つ部屋がございましてそれをちょっと示した部屋となっております。
3:29:23	ここで、このルールーそれで、その中央制御室と、
3:29:28	運転員控え室等保守員の控え室の間にあるスペースに
3:29:34	チェンジングエリアを作ると、そそういう考え方ってことです。
3:29:39	北海道電力の吉田でございます。その通りでございます。
3:29:44	はい現状はわかりました。私は以上です。
3:30:00	規制庁大塚ですちょっとさっきの話の中で、
3:30:03	ちょっと解決通話したんですけど、ちょっと念のため聞くと、
3:30:08	チェンジングエリアの中に、フェンスがあるんですけど、
3:30:12	26条の別添1の61の写真を見ると、
3:30:17	ちょっとフェンスが低くて、このフェンスは何のためのフェンスなのかっていうところをお聞きしようとしたんですけど。
3:30:24	このフェンスは、先ほどのお話だと、
3:30:28	ただ単に通路分けてるだけで、別に汚染の影響と考えてないということでもよろしかったでしょうか。
3:30:34	北海道電力の芳野でございます。はい。こちらのエリアのフェンスで仕切っている場所につきましてはスクリーニングエリア汚染のレベルの
3:30:44	まだ測定中の者もいますけれどもそのレベルの低い、またはないというようなエリアでございますので、基本的には増し仕切りは必須ではないというふうに考えてございますけれども、現場の方へ向かう、
3:30:58	作業者とスクリーニングしてる、作業者が干渉しないようにということで、フェンスで仕切っているというものでございます。
3:31:08	規制庁大塚で生じました。ちなみに、
3:31:14	図の除染エリアのところの、
3:31:18	すぐ横にあるフェンスも同じ、多分高さなのかなと思ったんですけど、ここも低くてよかったんですかね。
3:31:29	ピンクのエリアのすぐ右上にある、
3:31:35	多分写真、この可搬型照明②の写真の中だと一番手前にあるフェンスだと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:46	北海道電力の芳野でございます。この写真の上の方の図をご覧くださいますと、
3:31:57	スクリーニングエリアの下のところですね、濃い青の粘着マットがございましてその上に黄色い
3:32:05	仕切りが図であるかと思えます。これがバリアというものでして、跨いで、この粘着マット側の方に移動して、そのあと汚染があるもの、
3:32:19	の動線になりますけれども、
3:32:23	この粘着マットを通った後に除染エリアで、必要により除染を行うということで、行き来をするためにですね、また上げる高さのバリアで、
3:32:33	そこを仕切りをしているというものでございます。
3:32:37	規制庁大塚です。その黄色いバリアの、
3:32:43	何て言うんですかね右。
3:32:45	下ですかね、の黒い。
3:32:48	線もフェンスではないんですかね。
3:32:50	北海道電力の芳野でございます。
3:32:53	はい。そちらにつきましては除染エリアとですね、通路、薄い青の通路部を
3:33:02	区画するために、バリアとして、そこを設置しているというものでございます。
3:33:08	ここは、
3:33:13	これはフェイスで、この写真にあるような低いフェンスになってるんですか。
3:33:21	写真、考えた書面②の写真の右下。
3:33:27	のフェンスのことをご指摘されているかと思えますけれども、こちらのフェーズは高いフェンスになってございますので、そこは人が行き来しないように、エリアを区画している。
3:33:42	するために設置しているフェンスとなっております。
3:33:45	規制庁大塚です。だから写真だと何か低く見えるんですけど、
3:33:51	実際は高いよ。
3:33:55	北海道電力の吉尾でございます。実際にはこの写真のですね、フェンスにつきましてすべて同じ高さのフェンスとなっておりますちょっと位置関係の関係で少し低く見えているという状況ですね。
3:34:10	はい、他のフェンスと同じ高さのものを設置してございます。
3:34:20	少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:22	規制庁大塚です。とりあえず、直接図を見ていただいて理解しました。はい、ありがとうございます。
3:35:36	規制庁秋本ですあと 1.16 ですが、2.16 は、資料 3-4 ですね。
3:35:44	一応、取りまとめた資料の 1 ページで、ちょっと説明もいいので聞いてきますけど、
3:35:53	研究をコンセントへの接続っていう 2 個目のポツなんですけど、
3:36:00	これが事前操作完了待たずに研究コンセプトへの接続をするようにしたってことなんですけどこれはあれですか他への悪影響とかも考えた上で、一応これで大丈夫っていう理解でいいですか。
3:36:17	北海道電力夏井でございます。
3:36:20	可搬型照明のコンセント接続についてはちょっとその部分はきっちり確認できなくていけないところではありましたんでちょっともう一度確認したいと思います。
3:36:34	申し訳ありません。はい。規制庁秋本ですそれがこれ特に他への悪影響はないんだっていうんだったらそれを変え、記載しておいてくれば、読んできますんで、しっかり
3:36:45	それもできるんだったら根拠を示してもらいたいとは思ってますと。
3:36:50	取りまとめた資料の 2 ページですけど、
3:36:54	2 ページワー黄色のハッチになってる、そういう理由のところのところでニュアンス排気ダンパーで遠隔操作を行いますよとこれが先行 p i t なくて、
3:37:06	ピッ泊独自だっって言ってるように見読めたんですけど、遠隔操作機構を設けて、すみませんね、そういう言い方するしない方がいいのかもしれないですけど遠隔操作の、
3:37:19	そのハンドルを設けるんだったら、これもうちょっとちゃんと説明してくないと、遠隔操作って、大体なんなんでもちゃんと説明してると思うんですけどこれ説明ってこれだけですか。
3:37:39	北海道電力夏井でございます。
3:37:41	今年は、ユニハンドラー方式による遠隔操作を実施することとなっております、こちらについては記載そういう理由を追記して充実させたいと考えてございます。ちなみに、
3:37:56	限界技術的能力 1.3 の I S L O C A 時の余熱除去系統の入口弁の隔離でも同様の操作を実施してございまして、その旨についても、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:07	反映して先行プラントでも、アニュラス空気浄化設備ではございませんが、実績のある遠隔操作であることを、を示したいと考えてございます。
3:38:19	規制庁アキモトそういう意味ではそういう理由だけじゃなくて、節何だろう、何かISOのやつと一緒にだって言ったってなおさらなんですけど、説明資料がついてないと。
3:38:31	話にならないと思っているので、それがS s - Dになるのにならないのっていう話はI S L O C Aの方でしてるんで、しっかり説明資料作って、やることを検討してもらえますか。
3:38:43	北海道電力の藤田です。承知しました。写真等も入れてですね、ちょっと補足ちゃんとわかるように、補足説明資料を追加したいと思います。
3:38:54	はい。以上です。規制庁アキモトですわかりましたんで、
3:39:00	ごめんなさいね、どこで一種、基本どっかと一緒なんですかっていうところを、うん。聞きたいだけなんで、次の資料が出てくれば大丈夫だと思う。
3:39:13	ではいるんですけど、
3:39:16	あとは、
3:39:19	あとは、
3:39:20	1.16-7 ページですね。
3:39:24	上からなおのところなんですけど、設計基準対象施設ってわざわざ設計基準対象設備を施設に書いているところなんですけど、
3:39:36	これは何なんでしたっけ。設備じゃなくて、施設なんですっていうのはごめんなさい、上か、6 ページ。
3:39:45	無でファン等、
3:39:48	設計基準対象施設としていて、
3:39:53	これは、
3:39:54	あれですか、DB側での整理がこうだからっていう理解でいいんですか。
3:40:00	北海道電力夏井でございます今おっしゃった通りの認識でございます。
3:40:08	これがよければ、
3:40:09	規制庁アキモトです。で、1.16-28 ページですけど、28 ページは、
3:40:16	S B Oのところだけ赤字で書いているんですけど、
3:40:21	これわあ、あれですか、老人損傷ではなくてS B Oでよくて、S B O以外の事象の時言って、この、今日、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:31	区中央整合す制御室の空調装置の運転っていうのはないって理解なんですか。
3:40:40	いえ、北海道電力夏井でございます。SBO以外でも、電源のあるときには、非常用炉心冷却設備の作動信号信号と呼ばれてるもので、
3:40:52	自動起動をしたりということをするので、中央制御室非常用循環系は、運転状態になってございます。
3:41:04	規制庁脇本ですそうずっと何か、これが運転はSBOの確認が金となっておりますというのが、
3:41:15	何かちょっと、
3:41:17	よく
3:41:18	全然、SBOになったらっていうだけでいいんですけど。
3:41:30	北海道電力夏井でございます。
3:41:32	中央制御室空調装置の運転の現場操作が発生するのは、全交流動力電源喪失時のみとなっております電源のあるときは、中央からの
3:41:45	遠隔操作または確認のみになります。
3:41:49	規制庁秋元です。これはあれですかP、他の先行Pも、
3:41:54	一緒っていう理解でいいですかね。
3:41:57	ご認識の通りでも問題ございません。
3:42:02	規制庁アキモトです後、31 ページです。
3:42:06	寝具エリアの設置の完了なんですけど、一応これで何か移動も含めて100分っていうのは読んだんですけど、一応100分っていうのは泊がチャンピオンって感じではないっていうふうに、
3:42:19	理解していいですか。一番時間かかっているわけではないですか。
3:42:23	北海道電力夏井でございます。チェンジングエリア纏まりが100分ほどかかりますが、泊がチャンピオンというわけではございません。100分を超えるプラントもございます。
3:42:36	城秋本です。私からは以上ですが他ありますか。
3:42:47	1-16-30 でね。
3:42:50	着手判断ちょっと状況だけ教えてもらいたいのは、この時には、先ほど言った、
3:42:59	閉回路循環運転が前提の状態でのチェンジングエリアの設置になるのか。
3:43:05	それともその前の段階でのチェンジアの設置がどっちなんでしょう。
3:43:21	少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:43:45	宮尾ですけど、これ何で行き確認したかっていうと、要は先ほど言われたように、中央制御室がそういう状況で本当に設置できるのかと、要はあの循環になった時点です、多分相当負圧が効いてる状態に、
3:43:59	んなるんだと思うんだよね。負圧っていうのかな、押し込ん押し込みかどっちかはちょっとわかんなくなっちゃったんだけど、
3:44:06	風ん風の流れが大分ある状態で、多分今さっき言った、
3:44:11	定理を作りますよという話になったときに、先ほど言った時、実験通りに本当にできるのかなっていう。
3:44:20	のがちょっと気になったので、そういうものを含めても100分でできるんですよっていう話であればまあまあ実現性はあるのかなと思ったんですけど。
3:44:31	やっぱり中央制御室の状況が、
3:44:34	もう通常の感覚でいうと通常の空調とそんなに大きく変わらないような気もしないことはないんだけど、閉回路になったとしても多分月1回にサーベランスやっていて、
3:44:47	いや、
3:44:49	感覚的には、そんなに何か体で感じるほど、風が何かこう起きてるようには見えはしないんだけど、多分その状況が変わればまたその、ここで言っている先ほどあくまで言ったように、
3:45:01	100分という時間が結構長いので、
3:45:03	それなりには時間かかる等、100分で本当にできるのかなっていうところがあったので、ちょっと確認していただければなと思いましたが、どうですかね。北海道電力夏井でございます。
3:45:14	先ほどデービー26条側でもありましたチェンジングエリアの成立性含め技能側でも成立性も合わせて検討を確認したいと思います。
3:45:25	ちょっと、
3:45:31	規制庁の方にちょっと先ほどあった排気ダンパーの件でちょっと聞きたいんですけど、
3:45:39	比較表の
3:45:41	2.16-59ページをお願いします。
3:45:53	置いて全量と少量があって、
3:45:57	泊の方で全量しかないんですけど、これは全量が二つ、1系列に二つついてるっていう理解でよろしいんでしょうか。
3:46:09	北海道電力夏井でございます。全量排気弁につきましては1系統に一つとなつてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:25	フィルターの出口側に二つ並列で
3:46:29	ついているのが二つにあると思うんですけど、これ片っぽ全量と。
3:46:35	もう1個合意は少量なんですけど、これ両方全量なんですか。
3:46:40	北海道電力夏井でございます。失礼いたしました。こちら大井と同様で片方が全量排気弁で、もう片方が少量排気弁となっております。
3:46:52	規制庁から技術はもしあの図にわかるように書ければそれも書き入れてください。
3:46:59	北海道電力夏井でございます承知いたしました。規制庁改善後排気ダンパーの方ですけど気密ダンパーとか全然書いてんすけどこれ、工藤元は何になるんでしょうか。
3:47:13	北海道電力夏井でございます。現場の手動操作となっております。
3:47:19	ちょっと補足させていただきますと通常中は、通常の店長空気です。
3:47:25	規制庁を行って両方
3:47:29	印、一つのところでポンペで操作するって繋がってると思うんですけど、泊は繋がっていないんですか。
3:47:41	北海道電力夏井でございます。ポンペが繋がってるのは、泊につきましてはアニュラスの全量排気弁だけとなっております、アニュラスの排気団体につきましてはポンペは接続せず、
3:47:53	手動で改装させることとしてございます。
3:47:58	規制庁ができたこれ、物理的につなぐことは可能か不可能かっていうのは、
3:48:04	どっちなんでしょう。
3:48:13	北海道電力夏井でございます。弊社内でも一時期検討したことがございまして、検討が必要ではございますが、ポンペを接続することは可能と考えてございます。
3:48:26	規制庁唐木さん了解しました。あと、取りまとめた資料の3ページで、
3:48:33	ここ層位理由のところアニュラス全量排気によるアニュアル空気浄化系の運転継続は可能でありって書いてるんですけど。
3:48:46	ここであえて何か可能でありって書いた理由っていうのは何かあるんですか何か、少量の方が都合がいいみたいな。
3:48:53	ことがあって全量でも可能っていう記載なんですか。
3:48:58	北海道電力夏井でございます。通常のアニュラス空気浄化システムの運転というのは、非常用炉心冷却水設備の作動信号で自動起動した場合ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:10	約 27 分、全量排気弁が開となって、全量排気運転を実施した後、そのあと全量から少量排気運転に切り替わり、負圧アニユラス内の負圧を維持する運転とをしております。
3:49:24	それに対して泊につきましてはアニユラス全量排気弁をずっと用いて排出するというようになっておりますので、
3:49:35	或いは空気浄化設備への影響に問題ないことを示す上で、運転継続が可能であるという記載表現にしております。
3:49:43	規制庁から昼間通常動く状況と違うので、全量でも可能だという記載だということで了解しました。
3:49:51	あと、1.16-22 ページお願いします。
3:50:04	ここで操作手順があつて下の c ポツ操作の成立性ってあるんですけど、
3:50:11	ここを女川の方って時間が書いてるんですけど、泊は時間は、ここは不要っていう理解でよろしいですか。
3:50:21	北海道電力夏井でございます。こちら女川が切り換え操作の時間を記載しておりますが、泊も同様に記載してございまして、
3:50:31	ここを中央水 S E の酸素及び二酸化炭素濃度測定と濃度管理手順という項目ではなく、前段にあります中央制御室空調装置の運転手順、そちらの方に、
3:50:43	この切り換え時間を記載してございます。
3:51:00	北海道電力夏井でございます。比較表の 1.16-15 ページ。
3:51:08	18 ページの操作の成立性の箇所に切り換え時間を記載してございます。
3:51:24	建築課長から技師了解しました。
3:51:28	あとは、あとはもうちょっと記載だけなんですけど 1.16-30 ページお願いします。
3:51:38	下の方の赤字で可搬型照明を設置し、可搬型照明を内蔵蓄電池により点灯しているところがあつて、
3:51:47	ここはちょっともうちょっとこなれた記載にならないのか。
3:51:51	検討をお願いしたいんですけど。
3:51:54	北海道電力夏井でございます。こちら所掌をくどい記載になってございましたので、記載表現を適正化したいと考えてございます。
3:52:03	規制庁広島と 1.16-36 これも同様なんですけど
3:52:10	⑦の最後 B アニユラス全量排気弁を開とするまたは自動で開となることを確認する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:19	これも何か続けちゃって開または自動で開となることを確認するのもいいのかなとちょっと思ったんでそこもあわせて検討をお願いします。私から以上です。
3:52:31	井戸電力夏井でございます承知いたしました検討いたします。
3:52:55	相手では無理だな。
3:52:56	秋本さんも書いてあったのです。
3:53:00	さっきちょっと設計基準対象施設の話が多分あったと思うんだけどあれよくちょっと確認してもらいたいなと思っていて、
3:53:08	これ、設計基準対処施設と設計基準対象事故対処施設っていうのは、意味が違うんだよね。
3:53:16	設計基準対象施設ってのは防止及び、角田拡大っていうか、あれなんだけど、
3:53:23	事故に起きたときに対処するのが設計基準対処設備がね。
3:53:27	そうすると、私の感覚で何となく設計基準対象設備の方が、
3:53:32	ここで記載するとすんなり座りがいいような気がするんだけど、ちょっと先行の審査実績を踏まえてそこはよく確認していただいてこれが悪いっていうわけじゃないんだけど、
3:53:42	その辺ちょっとよく確認していただければなと思います。よろしく願います。
3:53:51	はい。北海道電力の藤田で承知しました。ちなみにですね、
3:53:56	1-16-6 ページに記載させていただいてますけども、先行ですと柏崎さんとか富井島根へも、設計基準対象施設というふうに記載していると。
3:54:08	ということのようですね。
3:54:11	はい。
3:54:17	閉めたい。
3:54:19	はい。1、すいません規制庁のすいません最後記載だけなんですけど1-16-26で、いきなりこの運転員等みたいなやつが書いてあって、言わずと運転員等みたいなやつ使ってたんですけど泊は、
3:54:34	女川をこう、
3:54:36	何となくこの運転員とか何かこうレポートをつけずにずっと書いてたのかなと思うんですけど、この操作手順のところでききなり等が出てきて、これは何が入ってるのか、もしくは、
3:54:49	ここだけ大いに合わせてしまったのかとかももし記載の必要、適正化が必要です。あれば、適切に対応してください。以上です。
3:55:04	規制庁植田ですそしたら、他に何か質疑ありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:55:08	そっか。
3:55:10	北海道電力夏井でございます。こちらだけ全面マスクの着用手順にだけ運転員等々を記載してございますのは、
3:55:19	こちら被ばく防護対象をとして、基本的に当直課長を主事指揮下にある運転員等を災害対策要員、こちらを防護するんですが、
3:55:33	それ以外の要員についても、指揮下にいた場合を考慮して、運転員等ということを前段の方で定義してございまして、
3:55:44	ページについては少々お待ちください。
3:55:50	よろしいですか。はい。
3:55:53	宮部さっきの話。確かに女川はこの記載になってるんだけど、実は柏崎と投入はそうじゃなくて、
3:56:02	説教重大事故対象設備、
3:56:05	設計基準事故対処設備、
3:56:08	設計基準対処設備、
3:56:11	自主対策設備って全部書いてんだよね。
3:56:14	はい。女川だけが、その中で設計基準せ、対象設備がないない記載になっていて、その理由が
3:56:25	要は非常で照明の話が書いてあるというんでだから、もし柏とかと一緒にするんであれば、全部書かなきゃいけないねっていう。
3:56:33	よく確認してください。以上ですはい。
3:58:02	規制庁植田ですそれでは特になければこれでヒアリングは本日終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。